

{個別研究}

児童虐待対応に伴う児童相談所への保護者の リアクション等に関する調査研究

子ども家庭福祉研究部 才村 純
嘱託研究員 伊藤嘉余子 (日本社会事業大学大学院)
くれたけ法律事務所 磯谷文明 (弁護士)
大阪府堺子ども家庭センター 赤井兼太
大阪市中央児童相談所 津崎哲郎
子ども家庭福祉研究部 高橋重宏・庄司順一・柏女霊峰

要約

児童相談所を設置・運営する全ての自治体を対象に、児童虐待対応に伴う児童相談所への保護者の加害・妨害事件、行政不服申立、行政・民事訴訟、自己情報の開示請求の実態に関する質問紙調査を実施した。その結果、これらの内加害・妨害事件、行政不服申立事案及び自己情報の開示請求が急増しており、多くの自治体がこれらへの対応に苦慮している実態が明らかになった。

見出し語 : 児童相談所、加害・妨害事件、行政不服申立、行政事件訴訟、民事訴訟、自己情報の開示請求

A Study of the Parents' Reactions to the Child Guidance Centers caused by coping with the Child Abuse Cases

Jun Saimura, Kayoko Ito, Humiaki Isogae, Kenta Akai, Teturo Tuzaki,
Shgehiro Takahashi, Junichi Syoji, Reiho Kashiwame

Abstract:

This study is based on the survey on the actual conditioning of the parents' reactions such as violence, interruption and so forth to the Child Guidance Centers caused by coping with the child abuse cases across all 59 self-governing bodies in Japan which set up and have jurisdiction over the CGC's.

The survey shows that the cases of violence or interruption have been increasing rapidly year by year and it is one of the most important and urgent problems to put the security systems for the stuff on a firm.

Key Words:

Child Guidance Center, violence and interruption, complaint system about administrative disposition, administrative litigation, civil suit, claim for releasing of self-information.

I. 研究目的

児童虐待問題が深刻化し、適切な対応が求められている中、児童相談所においては立入調査や一時保護、児童福祉法第28条に基づく申立件数等が急増するなど、被虐待児童の保護に向けた積極的な取り組みが進められている。しかし、これらの対応においては、時に保護者との激しい対立関係が生じる結果、児童相談所職員に対する保護者による加害・妨害事件をはじめ、行政・民事訴訟、行政不服申立て等の事件・事案が発生していることは想像に難くない。平成12年には児童虐待の防止等に関する法律が施行され、速やかな介入等が期待されている中、今後益々これらの事件・事案が増えるものと思われるが、現在のところその実態は全く把握されていない。

このため、本調査研究では、これら保護者からのリアクションやリアクションに対する児童相談所の対応の実態を全国的に把握・分析することにより、適切な対応に資するための方策検討の基礎的資料とするものである。

II. 研究方法及び調査対象

児童相談所を設置・運営する全ての都道府県・指定都市(59か所)に対し、児童虐待の対応に伴う保護者のリアクション(保護者の加害・妨害事件、行政不服申立事案、行政事件訴訟、民事訴訟、自己情報開示請求事案)の実態について、郵送による質問紙調査を実施し必要な対応策について提言を行った。

なお、調査対象年度は平成10年度～平成13年度上半期とした。

III. 調査結果と考察

1. 回答数及び回答率

調査の対象自治体(都道府県、指定都市)は59か所、内44か所の自治体から有効回答を得た。調査票の有効回収率は74.6%であった。回答を得た自治体が所管する児童相談所は計128か所であり、児童相談所全体の73.1%に当る(表1)。

2. 保護者からの加害・妨害の状況

① 自治体別加害・妨害事件の有無

平成10～13年度上半期において、「加害あり」の自治体が29か所(65.9%)、「加害なし」の自治体が15か所(34.1%)となっており、大半の自治体で加害・妨害事件が発生している(表2)。

② 事例数と延べ事件数

事例数、事件数とも1件～5件が最も多く、次いで6件～10件、11件～15件の順となっている(表3)。

③ 事件数の推移

平成10年度～平成13年度上半期までの3年半における加害・妨害事件数は計352件である。平成10年度が25件、平成11年度80件、平成12年度111件、平成13年度上半期136件であり、平成13年度は上半期だけで前年度1年分を上回るなど、加害・妨害事件は年々急増している(表4)。

④ 加害・妨害の場所

児童相談所内が242件(68.8%)と圧倒的に多く、次いで児童の家庭50件(14.2%)、一時保護所15件(4.3%)などの順となっている(表5、表6)。

⑤ 加害・妨害者(複数回答)

実父160件(45.5%)、実母155件(44.0%)、養父・継父40件(11.4%)、養母・継母4件(1.1%)の順となっており、男性による加害・妨害事件が多くなっている(表7、表8)。

本調査では、加害・妨害者が虐待者本人であるかどうかを聞いていないので断定はできないが、児童相談所における虐待相談に関する厚生労働省の社会福祉行政業務報告によれば、虐待者の過半数が母親であり(平成12年度では62.9%)、もし加害・妨害者が虐待者本人であるならば、同じ虐待者でも男性の方が女性に比べ加害・妨害事件を引き起こす率が高いと言える。

⑥ 加害・妨害の対象(複数回答)

児童福祉司が320件(89.8%)と圧倒的に多く、次いで心理判定員44件(12.2%)、児童相談所長32件(9.1%)、一時保護所職員19件(5.4%)などの順となっている。児童相談所長、次長、相談係長などの管理職を合計すると62件、全体の17.6%にもなる。中には職員の家族が加害・妨害の対象となっているものもあった(表9、表10、表11)。

⑦ 被害に遭った段階

一時保護中130件(36.9%)、一時保護時50件(14.2%)と一時保護に絡むものが過半数を占めており、次いで施設入所中64件(18.2%)、任意調査44件

(12.5%)などとなっている。立入調査における被害は7件(2.0%)であるが、厚生労働省の社会福祉行政業務報告によれば、例えば平成12年度における立入調査件数は105件であり、同年度における相談処理件数の0.6%に過ぎない。従って、残りを任意調査とすれば、やはり立入調査時における加害・妨害事件が発生する確率は任意調査に比べ約3倍高いと言える。(表12、表13)。

また、一時保護時や施設入所措置時より、一時保護中、施設入所措置中の加害・妨害事件が多く発生しているが、これは一旦一時保護や施設入所措置が採られた後、保護者が引取りを主張し、児童相談所がこれを拒んだことに起因しているものと推測される。

被害を受けた場所と被害に遭った段階とのクロスでは、児童相談所での被害は殆どすべての段階で発生しているのに対し、一時保護所では一時保護時(10件、66.7%)、児童の家庭では任意調査(16件、32.0%)及び一時保護中(12件、24.0%)、児童の入所施設では施設入所措置中(6件、85.7%)などが多くなっている(表14)。

⑧ 加害・妨害の内容

暴言が最も多く223件(63.4%)であり、次いで脅迫78件(22.2%)、暴行45件(12.8%)、自殺・自傷のほめかし45件(12.8%)、建物等の破壊19件(5.4%)などの順になっている(表15)。

加害・妨害者と加害・妨害の内容とのクロスでは、いずれの加害・妨害者も暴言が最も多く、暴言以外の内容では、実父が脅迫、暴行、実母は自殺・自傷のほめかし、脅迫、養父・継父は脅迫、自殺・自傷のほめかしが多くなっている(表16)。

「暴行」の具体的内容では、「腕、肩等を叩かれた」「物を投げられた」「顔面殴打」などが多く、「脅迫」では「お前の家族がどうなっても知らないぞ」「殺してやる」「凶器をちらつかせる」などが多く、「暴言」では「殺すぞ」「威圧的に怒鳴る」「ふざけるな、バカヤローなどの誹謗中傷」などが多く、「建物等の損壊」では「机」「ロッカーや花台」などが多く、「自殺・自傷のほめかし」では「自殺する」「子どもを殺す」が多くなっている。その他の加害・妨害では「嫌がらせ電話」が最も多くなっている(表17、表18、表19、表20、表21、表22)。

⑨ 加害・妨害の原因(自由記述)

加害・妨害の原因を自由記述で求めたところ、「保護者の人格障害の疑い」「保護者の同意がない一時保護

への不満」「子どもの引き取り要求」「施設入所措置への不満」「一時保護中の児童の面会を児童相談所がとめた」「一時保護理由への不満」などの意見が多く出された(表23)。

⑩ 被害時の状況(自由記述)

被害時の具体的状況は表24のとおりである。

⑪ 被害の結果(複数回答)

負傷、精神的被害、建物設備の損傷等、何らかの被害を受けたとする回答は236件(63.6%)、特に被害を受けなかったとする回答は135件(36.4%)となっている。被害の中で最も多いのは、「精神的被害を受けたが入通院せず」160件で被害を受けたとする回答全体の67.8%を占めており、次いで「負傷したが入通院せず」11件(4.7%)、「衣服や眼鏡等の損傷」「建物・設備の損傷」がそれぞれ10件(4.2%)の順となっており、「負傷して入院」「精神的被害で入院」はいずれも0件、「精神的被害で通院」は5件(2.1%)、「負傷して通院」は4件(1.7%)に止まっている(表25、表26)。

⑫ 診断書の取り寄せの有無

診断書を取り寄せなかったのが315件(89.5%)と殆どである、診断書を取り寄せたのは6件(1.7%)にとどまっている(表27)。

被害の結果と診断書の取り寄せ状況とのクロスでは、負傷して入院したケースにおいては4件とも全て診断書を取り寄せており、負傷しても入院しなかったり、精神的被害で通院したケースでは取り寄せていなかった(表28)。

⑬ 加害・妨害事件への対応(複数回答)

「何もしなかった」が最も多く133件、次いで「警察に被害届、相談、協力要請、通報」計52件、「不服申立を促す」24件、「家庭訪問、面接等え粘り強く説得」15件などの順となっている(表29、表30)。

被害の結果と被害への対応とのクロスでは、負傷して入院したり、衣服や眼鏡の損傷、建物設備の損傷のケースでは警察に被害届を出す場合が多く、精神的被害で入通院しなかったケースでは行政不服申立を促す場合が比較的多くなっている(表31)。

⑭ 公務災害の認定手続の有無

手続をしなかったケースが303件(86.1%)と大多数であり、手続をしたのは5件(1.4%)に止まっている(表

32)。

公務災害の認定手続の有無と診断書取り寄せの有無とのクロスでは、公務災害の認定手続をした5件の内4件が診断書を取り寄せており、公務災害の認定手続をしなかったケースで診断書を取り寄せたのは2件となっている(表33)。

公務災害の認定手続の有無と被害の結果とのクロスでは、「負傷して入院」「衣服や眼鏡等の損傷」「建物設備の損傷」において公務災害の認定手続を行う率が高く、「負傷したが入院せず」「精神的被害で通院」では認定手続は全く行われていなかった(表34)。

⑮ 公務災害認定手続の結果

認定手続がとられた5件の内、「認定された」が3件、無回答が2件で、「認定されなかった」はなかった(表35)。

被害結果と公務災害の認定状況との関連では、「負傷して入院」「建物設備の損傷」では全て公務災害として認定されていた(表36)。

⑯ 加害・妨害に備えるための工夫

工夫の具体的な内容に関する自由記述では、「複数対応、必ず男性職員を同席させる」、「警察との連携・協力」が他を抜いて多くなっている(表37)。

⑰ 加害・妨害への対応で有効と考える手立て(自由記述)

「警察との連携」、「複数職員による組織的対応」が多くなっている(表38)。

⑱ その他自由意見

職員のストレスに対する配慮(メンタルケアの充実等)を希望するもの、恐怖感や精神的苦痛等の事例に対する感想を訴えるもの、職員の増員を要望するものなどが多くなっている(表39)。

3. 行政不服申立ての状況

① 不服申立ての有無

行政不服審査法に基づく不服申立ての有無について、「あり」が18件(40.9%)、「なし」が26件(59.1%)となっている(表40)。

② 事例数と延べ事案数

事例数、事案数とも1件～3件が最も多くなっている。事例数、事案数とも7件以上の自治体が2か所あった

(表41)。

③ 不服申立て件数の推移

平成10年度～平成13年度上半期までの3年半における不服申立て件数は計69件である。平成10年度が1件、平成11年度14件、平成12年度26件、平成13年度上半期28件であり、平成13年度は上半期だけで前年度1年分を上回るなど、申立て件数は年々急増している(表42)。

④ 審査請求と異議申立ての別

審査請求が62件(89.9%)、異議申立てが7件(10.1%)となっている(表43)。

⑤ 不服申立人と児童との続柄

不服申立人と児童との続柄では、母親が37件(53.6%)と過半数であり、次いで父親23件(33.3%)、父母6件(8.7%)などの順となっている(表44)。

⑥ 不服申立人の類

全員が親権者による申立てとなっている(表45)。

⑦ 不服申立ての対象となった行政処分

一時保護が51件(73.9%)と大部分を占め、次いで施設入所措置13件(18.8%)などとなっている(表46)。

⑧ 不服申立ての事例の概要

表47のとおりである。

⑨ 不服申立ての結果

却下29件(42.0%)、係続中18件(26.1%)、棄却12件(17.4%)、取り下げ7件(10.1%)となっており、審査庁による処分の取り消し事案はない(表48)。児童相談所の行政処分が概ね適正とされていると言えよう。

⑩ 不服申立てに対する裁決理由(自由記述)

却下、棄却では、処分の適法性、処分解除に伴う効力の消失を理由としたものが多く、取り下げでは児童福祉法28条の申立てを児童相談所が行ったことによるものが多くなっている(表49)。

⑪ 裁決に対する申立人の対応

了承が最も多く18件(26.1%)、次いで不明15件(21.7%)、再審査請求は5件(7.2%)などの順となっ

ている(表 50、表 51)。

⑫ 裁決に伴う行政処分の結果

「その他」が 32 件(46. 4%)、一時保護や施設入所措置、里親委託の解除が計 11 件(15. 9%)となっている。「その他」の内訳に関する記述では、施設入所措置(10 件)、決定に伴う処分変更なし(6 件)などが多くなっている。ただし、本設問では裁決後の行政処分の内容を聞いたものであり、裁決が当該行政処分に及ぼした影響については不明確である。従って、前述のとおり一時保護や施設入所措置等の解除が 11 件あるが、これらが直接裁決の影響をうけたものか他の要因によるものかは不明である(表 52、表 53)。

⑬ 不服申立てを契機とした児童相談所と申立人との関係の変化

「変化せず不良のまま」が最多で 34 件(49. 3%)、次いで関係改善 12 件(17. 4%)、関係悪化 4 件(5. 8%)などの順となっており、関係改善が 12 件もあることは注目に値する(表 54、表 55)。このことは、保護者と児童相談所が対立した場合、不服申立てを促すことにより保護者の意見陳述の機会を保障することが双方の関係改善の一つの方策であることを示唆していると言えよう。

⑭ その他自由意見

親子分離や親権制限等における司法関与を求める意見や行政不服審査の迅速化を求める意見などが見られた(表 56)。

4. 行政事件訴訟の状況

① 行政事件訴訟の有無

行政事件訴訟があったのは 2 つの自治体のみであった(表 57)。

② 事例数と延べ事件数

2 自治体とも事例数及び延べ事件数はそれぞれ 1 件であった(表 58)。

③ 訴訟の概要、結果等

(事件 A)

- ・行政事件訴訟の提起年月 平成 13 年 4 月
- ・提起人 父(親権者)
- ・提起された行政事件訴訟:抗告訴訟(裁決の取り消しの訴え)
- ・訴訟の対象となった行政処分:施設入所措置

・事例の概要:プライバシー保護のため省略

・訴訟の結果:棄却

・処分の執行停止の有無:なし

・判決又は和解に伴う行政処分の結果:変更なし

・判決に対する保護者の法的対応の有無:なし

・訴訟の提起から裁判終結までの期間:2 ヶ月

・代理人としての弁護士選任の有無:選任せず

・行政事件訴訟を契機とした児童相談所と申立人との関係の変化:関係悪化

(事件 B)

・行政事件訴訟の提起年月 平成 13 年 4 月

・提起人 父(親権者)

・提起された行政事件訴訟:抗告訴訟(処分の取り消しの訴え)

・訴訟の対象となった行政処分:一時保護

・事例の概要:プライバシー保護のため省略

・訴訟の結果:係属中:

・代理人としての弁護士選任の有無:顧問弁護士以外の弁護士を選任

・行政事件訴訟を契機とした児童相談所と申立人との関係の変化:変化せず不良のまま

5. 民事訴訟の状況

① 民事訴訟の有無

民事訴訟があったのは 3 つの自治体のみであった(表 59)。

② 事例数と延べ事件数

2 つの自治体では、事例数及び延べ事件数ともそれぞれ 1 件づつ、1 つの自治体で事例数及び延べ事件数はそれぞれ 2 件であった(表 60)。

③ 訴訟の概要、結果等

(事件 A)

・行政事件訴訟の(事例 B)と同一の事例

・民事訴訟の提起年月:平成 13 年 1 月

・民事訴訟提起人:父(親権者)

・提起された民事訴訟:慰謝料請求

・被告:知事

・事例の概要:プライバシー保護のため省略

・訴訟の結果:係属中

・訴訟に係る裁判費用:県が負担

(事件 B)

- ・民事訴訟の提起年月:平成 11 年 7 月
- ・民事訴訟提起人:実母、養父(親権者)
- ・提起された民事訴訟:(対県)国家賠償法に基づく賠償請求訴訟、(対職員)その他の民事訴訟
- ・被告:知事、児童相談所長、担当課長
- ・事例の概要:プライバシー保護のため省略
- ・訴訟の結果:全て棄却
- ・判決内容:原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告負担とする。
- ・訴訟の提起から裁判終結までの期間:1 年 8 か月
- ・訴訟に係る裁判費用:訴訟費用は原告負担、県側の弁護士報酬金は県職員の任意の互助組織のプール金から支出

(事例 C)

- ・民事訴訟の提起年月:平成 10 年 3 月
- ・民事訴訟提起人:父(親権者)
- ・提起された民事訴訟:国家賠償法に基づく賠償請求訴訟
- ・被告:知事
- ・事例の概要:プライバシー保護のため省略
- ・訴訟の結果:棄却
- ・訴訟の提起から裁判終結までの期間:1 年 8 か月(地裁判決→高裁控訴→棄却判決→上告→上告棄却)
- ・訴訟に係る裁判費用:訴訟費用は原告負担、証人派遣費用は県が負担

6. 自己情報開示請求の状況

① 自己情報開示請求の有無

「あった」とする自治体が 7 か所(15.9%)、「なかった」とする自治体が 37 か所(84.1%)となっている(表 61)。

② 事例数と延べ事件数

事例数 1 件の自治体が 5 か所、2 件の自治体が 1 か所、5 件の自治体が 1 か所あった。延べ事件数 1 件の自治体が 4 か所、2 件の自治体が 1 か所、3 件、4 件、5 件の自治体がそれぞれ 1 か所となっている(表 62)。

③ 自己情報開示請求件数の推移

平成 10 年度 0 件、平成 11 年度 3 件、平成 12 年度 2 件、平成 13 年度上半期 9 件であり、特に平成 13 年度の増加が著しくなっている(表 63)。

④ 請求者と児童との続柄

母親からの請求が 6 件(42.9%)、父親からが 2 件(14.3%)、祖父からが 2 件(14.3%)、児童本人からが 1 件(7.1%)となっている(表 64)。

⑤ 請求者の類

親権者が 9 件(64.3%)、児童本人が 1 件(7.1%)となっている(表 65)。

⑥ 請求の対象となった情報

児童に係る情報が 9 件(64.3%)、当該請求者にかかる情報が 4 件(28.6%)、すべての情報が 3 件(21.4%)となっており、一部の情報に関する開示請求が多くなっている(表 66)。

⑦ 開示請求事例の概要

自己情報開示請求事例の概要は表 67 のとおりである。

⑧ 開示請求への自治体の対応

一部開示が 10 件(71.4%)、開示拒否が 4 件(28.6%)であり、全面開示は 0 であった(表 68)。

開示請求された情報と対応結果とのクロスでは、当該請求者に係る情報では 4 件ともすべて一部開示しており開示拒否はなく、児童に係る情報では 8 件が一部開示、1 件が開示拒否、すべての情報に関する開示請求では 3 件ともすべて開示を拒否している(表 69)。

⑨ 情報開示を拒否した理由(自由記述)

通告者を含めた第三者の権利利益の侵害、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれを理由に挙げる記述が多かった(表 70)。

表 68、表 69 と併せて考察すれば、開示請求があった場合、多くの自治体は第三者の権利利益の侵害、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれのある部分を除いて基本的には開示するようになっていると言える。

⑩ 対応の結果(自由記述)

一部開示や開示拒否に対し、請求者からの異議申立てがなかったとする記述が多かった(表 71)。

⑪ 開示請求に関する意見・要望等

1 件のみ記述があったが、開示請求に直接触れるものではなく、開示請求への対応等考慮に入れてもらえない業務量の大きさに対する評価や対応職員のメンタ

ルヘルスを希望する内容のものであった(表 72)。

7. 虐待以外の事例における保護者からのリアクションの状況

調査対象年度における虐待以外の事例における保護者からのリアクションの状況では、保護者による加害・妨害が 9 件(20. 5%)、不服申立て及び自己情報の開示請求がそれぞれ 3 件(6. 8%)、行政事件訴訟及び民事訴訟がそれぞれ 1 件(2. 3%)となっている(表 73)。

8. 保護者のリアクションに関する自由記述

「児童相談所への一極集中を解消し、権能分離が必要」「裁判所の権限や介入が必要」「警察との連携が必要」とする記述のほか、職員のメンタルヘルスや保護者への援助方法の開発を求める意見などが述べられている(表 74)。

IV. 結果のまとめ

調査の結果をまとめると次のようになる。

- ① 約 66%の自治体において加害・妨害事件が発生しており、平成10年度～13年度上半期までの3年半で352件の加害・妨害事件が発生していること。しかも、年々激増していること。
- ② 加害・妨害の対象は児童福祉司が約 90%にのぼること。
- ③ 一時保護時及び一時保護中の事件が 51%を占めること。また、施設入所中の事件も 18%発生していること。
- ④ 調査時点での加害・妨害事件は立入調査よりも任意調査においてはるかに多く発生していること。
- ⑤ 加害・妨害事件では、暴言が約63%、脅迫が22%、暴行及び自殺・自傷のほめかしがそれぞれ 13%を占めること。
- ⑥ 加害・妨害の経緯や内容は多様であること。
- ⑦ 被害を受けたとする回答の中で最も多いのは精神的被害で全被害の 70%を占めているが、この内入院はなく、通院が3%となっていること、負傷は6%で入院はなく、通院が27%を占めていること。
- ⑧ 事件が発生しても特別に対応しなかった事例が多いこと。
- ⑨ 負傷して通院した事例ではすべて診断書をとりよせており、3/4 が警察への被害届及び公務災害の手続きをしているが、精神的被害のために通院した事例では

診断書、被害届、公務災害の手続きはしていないこと。

- ⑩ 負傷して公務災害手続きを行った事例では全て公務災害として認定されていること。
- ⑪ 加害・妨害に備えるための工夫では、警察との連携、複数職員による組織的対応を挙げる意見が多いこと。また、加害・妨害に関する自由意見では、メンタルケアを含めた職員のストレスへの配慮、恐怖感や精神的苦痛に対する嘆き、職員の増員等に関するものが多いこと。
- ⑫ 約 41%の自治体で行政不服申立て事案があり、事案数は年々急増していること。
- ⑬ 一時保護が不服申立て対象の 74%を占めていること。
- ⑭ 審査庁による処分を取り消し事案は皆無であり、児童相談所の行政処分は概ね適切と判断されていることが伺えること。
- ⑮ 裁決に対する申立人の対応では「了承」が 26%と最も多いこと。また、不服申立てを契機とした児童相談所と申立人との関係は「変化せず不良のまま」が最多で49%を占めるが、「関係改善」も 17%を占めており、児童相談所と保護者が対立する事例では保護者に不服申立てを促すことにより意見陳述の機会を保障することは対立の回避・軽減を図る上で有効な手立てと考えられること。
- ⑯ 行政・民事訴訟は少ないが、今後増加することが予定され、対応のシステム化や裁判費用への対応等が課題と考えられること。
- ⑰ 自己情報の開示請求があった自治体は 16%であるが、年々請求事案は急増している。
- ⑱ 開示請求に対しては、第三者の権利利益の侵害、事務の適正な執行に支障を生ずるおそれのある情報を除き、基本的に開示している自治体が多いこと。

V. 提言

以上の結果を踏まえ、児童相談所への保護者からのリアクションに適切に対応するための方策について提言する。

なお、保護者からのリアクションの内、加害・妨害事件は援助を行う上でのマイナスの要素であり、職員の生命・財産等を守る観点からも絶対回避すべき問題であるが、行政不服申立て、行政事件訴訟、民事訴訟、自己情報の開示請求は本来的に保障されている住民の権利であり、本研究ではこれらを回避すべきマイナス要素とは捉えない。従って、本研究では、加害・妨害事件については回避するための方策を最重要課題と捉える

が、他のリアクションについては回避策を検討するのではなく、保護者によるこれらのリアクションに対し児童相談所はどのような対応を講ずべきかとの観点から方策を検討することにする。

(1) 緊急に対応すべきもの

① 組織的対応

初期介入時や加害・妨害が予想される事態では、担当者1人で対応するのではなく、チームによる対応の徹底を図る必要がある。このためには、保護者との面接に先立って、不測の事態を想定したシミュレーション的な面接を職員間で行い、加害・妨害を回避するための方法を検討するとともに、加害・妨害が発生した場合の各職員の役割等を綿密に打ち合わせておく必要がある。

また、対応方針は会議等を通じて職員全体で検討するとともに、スーパービジョンを徹底する等、常に組織による担当者へのバックアップが必要である。

② 警察との連携の一層の強化

調査や一時保護等に際し、加害・妨害が予想される事案については、警察との事前協議とこれに基づく連携を一層強化し、事件の未然防止を図るとともに、万一事件が発生した場合に迅速な援助が得られるよう、日頃から十分な意思疎通を図る必要がある。

③ 家庭裁判所との連携の一層の強化

児童相談所と保護者が対立関係に陥った場合、保護者への陳述の機会を保障し、中立的立場から裁定を下すことが必要になる。この意味において、28条及び33条の6に対する保全処分申立てを積極的に検討する必要がある。

④ 行政不服申立て制度の積極活用

行政不服申立てを契機とした児童相談所と申立人との関係の変化について、今回の調査では、約半数が「変化せず不良のまま」であったが、「関係改善」が約2割見られ、「関係悪化」は6%にとどまっている。従って、事例によっては③と同様、対立関係に陥っている保護者への陳述の機会を保障する観点から、行政不服審査法に基づく不服申立てを勧めることも有効な方策と考えられる。

⑤ 児童相談所における保安体制・危機管理体制の確保

一時保護に伴う加害・妨害事案が半数以上を占めることから、児童相談所及び一時保護所における保安体制をソフト・ハード両面から強化する必要がある。児童相談所によっては、ガードマンを配置したり、侵入者をキャッチするためのセンサーや防犯カメラの設置、防刃チョッキの支給等、種々の工夫を行っているところも見られる。

また、加害・妨害事件を未然に防止するため、保護者等の動向に関する職員間の情報の共有化、複数対応の徹底を図るとともに、事件が発生した場合の対応や連絡体制について訓練を含め日頃から徹底するなど危機管理体制を確保しておく必要がある。

⑥ 専門性の強化

来談者中心主義を前提とした従来の援助技術と権威的介入を統合した新たな援助技術の確立を急ぐ。そのためには、事例研究等を通じて、知見の集積と共有化を図る必要がある。特に、保護者に対し先の見通しを示さなことが親の不安や怒りを増長させる一因になっていることに留意する必要がある（平成13年度厚生労働科学研究「保護者への指導法の開発に関する研究」）。

また、これらの援助技術の習得に向けた研修やスーパービジョン体制の強化を図る必要がある。

(2) 中長期的に検討すべきもの

① 保護者の権利擁護を図る第三者機関の設置

保護者と児童相談所とが対立関係に陥っている場合、保護者は最初から児童相談所には喧嘩腰で、冷静な話し合いは極めて困難となる。このため、保護者の立場を代弁し、保護者に代わって児童相談所と調整を行う第三者機関の設置について検討する必要がある。

② 相談支援体系の再構築と児童相談所における人員体制の強化

児童相談所は多忙を極めている。その上、被害に伴う診断書、公務災害認定申請、告訴等に伴う手続きや訴訟、行政不服申立て、自己情報の開示請求に係る業務量は膨大なものとなる。

また、保護者と十分話し合う時間的余裕が児童相談所になく、保護者の加害・妨害事件等の一因となっているものと思われる。また、時間的余裕がない中で親子分離後における保護者への精神的ケア等を含めた援助も殆ど行われていないのが実

情である。児童相談所が虐待事例に適切に対応できるのは、人的体制の抜本的な強化が不可欠と考える。

③ 被害職員等に対する精神的ケア

保護者による加害妨害等に伴う職員やその家族等の精神的苦痛には甚大なものがある。このため、被害職員等に対する精神的ケアのあり方についても具体的な検討が必要と思われる。また、慢性的ストレスを抱えている児童相談所職員のバーンアウトの予防という観点からもメンタルヘルス対策は重要である。

表1 基本データ

対象自治体数	59か所
有効回答のあった自治体数	44か所
有効回収率	74.6%
当該児童相談所数	128か所(73.1%)

表2 児童相談所への加害・妨害の有無

	自治体数	%
あった	29	65.9
なかった	15	34.1
合計	44	100.0

(平成10～13年度上半期)

表3 事例数と延べ事件数

	事例数		延べ事件数	
	自治体数	%	自治体数	%
1～5	15	51.7	13	44.8
6～10	5	17.2	4	13.8
11～15	3	10.3	3	10.3
16～20	3	10.3	4	13.8
21～25	0	0.0	1	3.4
26以上	2	6.9	2	6.9
無回答	1	3.4	2	6.9
合計	29	100.0	29	100.0

表4 事件数の推移

	件数	%
平成10年	25	7.1
平成11年	80	22.7
平成12年	111	31.5
平成13年	136	38.6
合計	352	100.0

表5 加害・妨害の場所

	件数	%
児童相談所内	242	68.8
一時保護所	15	4.3
児童相談所付近の路上	1	0.3
児童の家庭	50	14.2
児童の入所施設	7	2.0
職員の自宅	2	0.6
その他	33	9.4
無回答	2	0.6
合計	352	100.0

表6 加害・妨害の場所「その他」(カテゴリ化)

	件数	%
医療機関	8	2.3
学校	4	1.1
警察署内	4	1.1
女性センター内	4	1.1
児童の祖父母の家庭	2	0.6
検察庁内	1	0.3
厚生省	1	0.3
知事秘書室	1	0.3
福祉事務所	1	0.3
福祉局	1	0.3
某店舗の駐車場	1	0.3

表7 加害・妨害者(MA)(n=352)

	件数	%
実父	160	45.5
実母	155	44.0
養父・継父	40	11.4
養母・継母	4	1.1
その他	48	13.6

表8 加害・妨害者「その他」(カテゴリ化)

	件数	%
おじ	8	2.3
祖母	8	2.3
兄	4	1.1
祖父	3	0.9
弟子・舎弟	3	0.9
同居人	3	0.9
内夫	3	0.9
母の友人	3	0.9
知人	2	0.6
その他	4	1.23

表9 加害・妨害の対象(MA) (n=352)

	件数	%
児童相談所所長	32	9.1
児童福祉司	320	89.8
心理判定員	44	12.2
一時保護所職員	19	5.4
職員の家族	3	0.9
児相の建物・設備	13	3.7
その他	78	23.6

表10 加害・妨害の対象「児相の建物・設備」具体的に

記述内容	件数
椅子を壁に投げつけた	1
植木を引き抜き入り口へ投げる	1
空気清浄機のコードをライターで燃やし切断した	1
記述なし	10

表11 加害・妨害の対象「その他」(カテゴリ化)

(相談)係長	14
次長	11
相談係職員	10
施設職員	8
市(福祉事務所/家庭児童相談室)職員	7
警察官	5
(相談)課長	5
弁護士	3
電話相談員	3
児童虐待対応協力員	3
本庁職員	2
同席家族	2
宿直職員	2
査察指導員	2
婦人相談員	2
警備員	1
厚生省	1
駐車場内の自動車	1
精神科医	1
受付職員	1
保健所職員	1
個別対象はなし	1

表12 被害に遭った段階

	件数	%
任意調査	44	12.5
立入調査	7	2.0
一時保護時	50	14.2
一時保護中	130	36.9
28条申立中	5	1.4
施設入所措置時	7	2.0
施設入所措置中	64	18.2
その他	45	12.8
合計	352	100.0

表13 被害に遭った段階「その他」

面接中	8
電話対応中	7
(施設/里親)措置解除後	4
施設入所措置中	4
助言終了後	2
一時保護終了後	1
転居後	1
立入調査後	1
施設入所措置停止中	1
子の入院中	1
きょうだいを一時保護中	1

表14 被害にあった場所と段階とのクロス表

	児童相談所内	一時保護所	児相付近の路上	児童の家庭	児童の入所施設	職員の自宅	その他
任意調査	21(8.7)	0(0.0)	1(100.0)	16(32.0)	0(0.0)	0(0.0)	6(18.2)
立入調査	2(0.8)	0(0.0)	0(0.0)	5(10.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
一時保護時	32(13.2)	3(20.0)	0(0.0)	8(16.0)	0(0.0)	0(0.0)	7(21.2)
一時保護中	96(39.7)	10(66.7)	0(0.0)	12(24.0)	1(14.3)	1(50.0)	9(27.3)
28条申立中	4(1.7)	0(0.0)	0(0.0)	1(2.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
施設入所措置時	7(2.9)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
施設入所措置中	48(19.8)	1(6.7)	0(0.0)	4(8.0)	6(85.7)	0(0.0)	5(15.2)
その他	32(13.2)	1(6.7)	0(0.0)	4(8.0)	0(0.0)	1(50.0)	6(18.2)

表 15 加害・妨害の内容 (MA) (n=352)

	件数	%
暴行を受けた	45	12.8
脅迫を受けた	78	22.2
暴言を吐かれた	223	63.4
建物等の破壊	19	5.4
自殺・自傷のほのめかし	45	12.8
その他	57	16.2

表 16 加害・妨害者と加害・妨害の内容のクロス表 (MA)

	暴行を受けた	脅迫を受けた	暴言を吐かれた	建物等を壊された	自殺・自傷のほのめかし	その他
実父	22(13.8)	41(25.6)	107(66.9)	8(5.0)	11(6.9)	22(13.8)
実母	18(11.7)	25(16.2)	93(60.4)	7(4.5)	32(20.8)	32(20.9)
養父・継父	6(15.0)	13(32.5)	26(65.0)	6(15.0)	8(20.0)	4(10.0)
養母・継母	0(0.0)	1(25.0)	2(50.0)	0(0.0)	0(0.0)	2(50.0)
その他	2(4.1)	19(38.8)	35(71.4)	2(4.1)	6(12.2)	9(18.4)

表 17 「暴行」具体記述

記述内容	件数
腕/肩等を叩かれた	10
物を投げられた	8
顔面殴打	7
胸元をつかまれた	6
蹴られた	4
凶器で殴られた	4
ネクタイを引っ張られた	4
顔につばを吐かれた	3
襟元をつかまれた	3
首をしめられた	3
つばを吐かれた	3
体当たりを受けた	2
凶器を振り回された	1
物を投げ話し合いを妨害	1
怒鳴られた	1
階段から落とされそうになった	1
押し倒された	1
長時間の面接	1
つきとばされた	1
水をかけられた	1
爪でひっかかれた	1

表 18 「脅迫」具体記述

記述内容	件数
「お前の家族がどうなっても知らないぞ」	9
「殺してやる」	8
凶器をちらつかせる	6
電話による脅迫	5
殴る真似をされた	4
「突然襲うかもしれないぞ」「夜道に気をつけろ」	4
「お前を巻き添えにして死ぬ」	3
「子どもを返さないと訴えるぞ」「人さらい」	3
裁判所に訴える	3
「自分にはすごい知り合い(ヤクザ等)がいる」	3
「対応した職員を辞めさせろ」	2
「マスコミに訴えるぞ」	2
「ただですまねえぞ」「覚えておけ」	2
「仕事ができないようにしてやる」	2
「施設に行つて子どもが悪くなった。責任をとれ」	2
職員の名前を確認する	2
「いてもうたるぞ」	1
「謝りに来ないと施設に怒鳴りこむ」	1
「訴えるな。家庭を壊すのか」	1
「金を貸せ」	1
大声を出し威嚇された	1
街宣車を手配する	1

表 19 「暴言」具体記述

記述内容	件数
「殺すぞ」	12
威圧的に怒鳴る	10
「ふざけるな」	9
嫌がらせの電話	9
「子どもを返せ」	9
「バカヤロー」「アホ」「ボケ」	8
「施設に行って子どもが悪くなった。責任をとれ」	5
「殴られたいのか/殺されたいのか」	5
「仕事をできなくしてやる」	5
「子どもを殺す」	5
「(家族/子どもに)会わせろ」	4
「ただではすまないぞ」	4
「燃やしてやる」	4
「上の人間を出せ」	4
「訴えてやる」	4
「税金使って何やってる」	4
「家族が崩壊した責任を取れ」	3
「謝れ」	3
「親類・知人にすごい人(ヤクザ等)がいる」「自分もヤクザ等である」	3
「職員実名で投書してやる」	3
「今日中に子どもを預かれ」	3
児童福祉司が無能呼ばわりされる	2
職員の家族を傷つけると宣言	2
「子どもを信じて大人を信じないのか」	2
「子どもの居場所を教えろ」	2
「子どもに暴行を加えてやる」	1
「所内で暴れてやる」	1
「来る時は首と顔を洗って来い」	1
「担当を代われ」	1
「今度来たら暴力を振るうぞ」	1
「児相は親を虐待するのか」	1
「どこが虐待か、法のどこか示せ」	1

表 20 「建物等の損壊」具体記述

記述内容	件数
机の損壊	4
家具(ロッカー、花台等)	2
テレビ	2
植木鉢	1
壁を破損	1
ガラスを割る	2
器物破壊	1
衣服、ボタン等	1
カラスプレーを吹き付ける	1
敷地の一部の占拠	1
電話機	1
眼鏡	1
駐車場内の自動車の破損	1

表 21 「自殺、自傷のほのめかし」具体記述

記述内容	件数
「自殺する」	19
「子どもを殺す」	4
目の前で自傷行為	3
「児相職員を道連れに死ぬ」	3
子どもと一緒に死んでやる	
「一家心中する」	2

表 22 加害・妨害「その他」具体記述

記述内容	件数
頻回の嫌がらせ電話	12
児相の周囲をうろつき接触を試みる	3
一時保護所への侵入、占拠	3
一時保護への抗議/拒否	3
顔につばを吐かれた	3
長時間の面接強要	3
児童福祉司への誹謗/中傷	3
頻回の E メール/中傷メール	2
居座る	1
物を投げ話し合いを妨害	1
FAX による嫌がらせ	1
凶器を振り回された	1
家庭訪問時に閉じ込められる	1
子どもの脱走を手引き	1
子どもの外出禁止	1
所長への苦情電話	1
所内に侵入	1
児相のガラスを割る	1
「金を貸せ」	1
泥酔して来所	1
駐車場内の自動車の破損	1
ネクタイをつかまれた	1

表 23 加害・妨害の原因；記述内容

記述内容	件数
保護者の人格障害の疑い	65
保護者の同意がない一時保護への不満(職権保護含む)	48
子どもの引き取り要求	46
施設入所措置への不満	30
一時保護中の子との面会を児相がとめた	21
一時保護理由への不満	21
子どもの居場所を伏せていた(28条ケース含む)	16
自分が虐待をしているとは思っていない	15
家庭訪問を拒否する親を訪問した	13
自分の意向どおりにならないことへの不満	12
理由不明/突然興奮した	7
施設にいと悪いことが起こるとの思い(けが、非行等)	7
母子の居場所をふせたため	7
(公的)援助機関への不信感/反発	7
施設の処遇への不満	5
児童相談所職員の対応への不満	5
早く保護して欲しい	5
引取りへの条件設定に逆上	5
両親不在時に子どもを保護した	4
保護者の飲酒	4
子どもの問題行動等への不満	4
夫婦関係が悪いことからのストレス発散	3
親のメンツがつぶれた	2
外国人だから差別しているとの思い	2
親戚の家への引き取りに対する不満	2
29条適用への不満	1
一時帰宅中の児童を迎えに複数職員で訪問したことに立腹	1
性的虐待/告訴取り下げよう主張	1

表 24 被害時の状況；具体記述

「担当者のせい」「かならず仕返してやる、覚えてろ！」等の暴言、脅し。
「何でそっちへいっついたんを言わんかったんじゃあ！」と怒鳴り散らす。
「馬鹿とは話せない、所長をだせ」「嘘ばかりついている」「厚生省に言って、クビにしてやる」等々
「刃物を突きつけてでも、引き取りたい」「担当を殺す」との電話があり、約 1 時 30 分後、父母、自家用車で来所。母はタオルでくるんだ包丁を持って、一時保護所の玄関にいすが、開かないので、保護所非常階段に向かい、包丁のタオルをとる。後から追いついた父が包丁をとり上げた(子どもと面会後帰る)
県の広報紙に、児童福祉司(個人名をだして)への非難中傷⇒広報より文書による回答を求められた。部長へも同様の行為。⇒部長秘書より問い合わせがあり、電話で回答した。法務省人権擁護局へも同様の行為⇒職員、人権擁護委員へ電話で回答した。
児童の一時保護を行う際、祖母の抵抗あり「連れて行かないで」一時保護のため、児相に向かう車中での電話「何故、子どもを連れていったか！子どもを返せ」一時保護の後、帰宅途中で電話「夜中児相に連れ戻しに来る。お前にも子どもがおろうが！どうなっても知らんぞ。どこまでも追いかけて来るぞ。子どもを返せ」
長時間の面接で、説明しても納得せず、了解がされず、暴言を吐く。一時保護中に、建物周りをうろつき、本人を刺激し、また、本人への接触を試みる(無断外出を誘う)
夜間、数回の脅迫電話。休日、一時保護所に 7 回にも渡って、長時間、父、養母より、脅迫電話。休日、面接(警察署にて)するも、拒否的。知事あて、当所、警察に対する抗議文書。本庁主管課あて、抗議電話。
夜間、父が来所、すでに閉庁されて施錠されていたが、裏玄関のガラス扉にブロックをなげつけ、建物内に侵入、駆けつけた警察官に取り押さえられた。別の日、父が児相一時保護所に侵入、制止しようとした職員が頭を叩かれた。
夜間8時過ぎに来所し、10時になっても帰ろうとしない。庁舎を出た後も敷地内、駐車車中の車から携帯電話で繰り返す電話をかけ、職員全員が庁舎を出払うまで、テールランプをつけたままで帰らない。CWの言葉を否定的に受け止め「見下している」「蔑視だ」と揚げ足をとり、それでも公務員かと発言を封じてくる。
担当者の自宅に電話し、3 時間どなり続け、「家族がいるだろ、気をつけろ」と脅した。所内で机をたたいたり、立ち上がったたりし、3 時間大声で暴言を続けて。

13年7月以降、連日の様に電話あり。意味が不明な内容で一方的に攻撃を繰り返す(1回、30分～1時間位)
1時間～3時間に及ぶ頻回の電話があった
施設措置中の児童を外泊させたところ、施設へ帰さなかった。施設解除通知を出せとどなったり、お前は関係ない、所長を出せと、手で打ち払った。ストーカーして殺してやる、無能な公務員として許せないなど、何回も電話してきた。
実父より家庭訪問の要請の電話に応じる。
実父より、児相に来所するとの電話。飲酒運転が疑われるので、児相より警察に電話。実父、途中で酒気帯び運転のため、警察に検挙されたため、弟に送ってもらい、児相に来所(長男同行)。実父、建物のガラスを蹴ったため、予め要請、来所していた警察官の制止を受ける。施設入所の同意の話し合いの最中に、児童福祉司の一人の下腿部を蹴り、さらに査察指導員一人に体当たり。
28条審判により施設入所した児童に、1年ぶりの面会となったが、児童が母に会うのを嫌がったため、姿だけ見せようとしたが母は満足せず、本児が遊んでいたプレー室まで行き入室した。家に帰ろうと本児の手をつかみかけた為、職員が分断したところ暴れだし4名の職員で抑えたが、叩いたり、蹴ったりが続いた。4階から1階に降ろしたところ、毒づいて自ら建物の外にでた。
2時間以上に渡り、父、警察への悪口を際限なくしゃべり続ける。その後も、頻回の長時間電話があった。又、頻回の来所、面接(長時間)の強要があった。
2週間毎日、1日3.5～4時間の両親からの電話攻撃と関係機関からの対応協議の電話対応とで、他ケースの面接や記録整理等の業務に多大な支障をきたした。
3人で家庭訪問したが、父の話しは一方的に続き、途中で口を差し込むことを許さず、途切れ途切れのまま、席を立つことができなかった。
5月連休中につき、緊急呼び出しあり、加害者も職員の手薄なところについて、子の取り戻しをはかったもの、面接中に興奮したもの。怪我なし
7月から10月までほとんど毎日、多い日は1日400～500回、無言電話があった。
CWとの合同面接中に、母が興奮して叫ぶ。
Eメールの送付の繰り返しと、あつて話し合いをすると「ウソだとう、オマエ責任とれ」と暴言を吐く。
(両親)と担当CWと面接中に(父)が興奮し、机をこぶしで叩いて威嚇した(机表面が凹んだ)ため、危険を察知して退出しようとしたが、掴まって殴打された。
TELや来所し、居場所を教えるよる要求した。
Wからの説明を受け入れられず、母が暴言を吐いているうちに父が「何じゃ法律や規則やと」声を荒げると、母も席を蹴り、父と一緒にやかましく言い、部屋を出る際にぬいぐるみを職員の方に投げつけ、ドアを思いっきりバタンと閉めて帰っていった。
Wの前に仁王立ちとなり、歯ぎしりが聞こえてくるくらい怒り心頭に達しており、ヤボ、バカ呼ばわりする。(経過の中でこれ以前にも、以後にも電話などでWへの攻撃あり。28条申請後、施設、入所の同意あり取り下げた)
相手は終始興奮、テーブルをけとばしたり持ちあげて威嚇する。
足のふくらはぎが赤くなった状況
家出中の本児を当所に移送し、父親に経過を説明している時
医師より虐待の通告(一時保護要請)があり、自宅へ電話をした際に「お宅に関係ない」等、繰り返し、電話を切られた
以前より虐待の疑いあった児童について、学校より通報があり、確認のため学校訪問し、事実確認し、一時保護しようとしたが、母親が一時保護を拒否し、興奮状態となった。
以前より子どもの傷が絶えず、何かあれば保護しようと、関係機関で申し合わせていたところ、保育所で児童に痣が発見された。警察を含め児童宅に赴き、保護する旨、告げたところ、激しい抵抗をしめし、「子どもを連れていけ！そのあと、俺ら夫婦は包丁で死ぬぞ」とおどされた。
一時保護からの施設入所後も、頻繁に電話が入り、一生涯子どもをみていくわけでないのに、無責任に親から分離したとと批判されつづけた。
一時保護後、母親への経緯説明等
一時保護時、施設入所後と、殆ど毎日電話による執拗なありとあらゆる暴言、怒鳴りと、精神的苦痛を受けた。
一時保護時、両親に児相への来所を依頼。係長2人、担当福祉司1人が面接し、事情説明するが、実父は大声でテメエ、コノヤローの発言あり。かつライターの炎を最大にして、つけたり、消したりと威嚇。
一時保護した旨の連絡を入れた際、ひきとり困難を告げたところ言葉を荒げた
一時保護している児童を電話口に出すように執拗にケースワーカーにせまる。おどし口調で「許さんぞ」を繰り返す。
一時保護してから、一方的に来所したり、連日のように電話で脅迫を受けた。
一時保護時には、父母ら4名で来所し、3時間にわたって脅迫行為を行なった。その後、来所又は電話で、暴言等を続けている。
一時保護時の受傷状況により、HPで手術。術後、入院中の児童を強引に連れ去ろうとした。夜間、保護所内に強引に立入ろうとした。
一時保護児の施設入所に関わる話し合いに全く応じず。連絡とれない状況が続ける。
一時保護時は「誘拐」という110番通報を実母がしたため、夜中、警察より、所在確認の訪問を受けた。翌日から実母からの保護了解ができない旨の長時間のTELと、実母がTELえあつこちに訴えたために、訴えのあったところからのTELが相次ぐ状態が繰り返された。その対応のため、他の業務ができなくなった。

一時保護所の玄関にて、児童を引き渡すように継父が要求したため、立ち入りを拒否したところ、大声で威嚇して、面会させるように脅しをかけてきた。警察官の到着により。
一時保護中、保護に対する抗議や保護中の児童の状況についての逐一の報告や催促等、頻回の電話があった。又、面接も長時間にわたった。
一時保護中、本児の意向は兄たちに会いたくないとのことであったが、兄たちは一時保護所まで押し掛けて行き、面会を強要。本児の意向を伝え面会を拒んだところ、暴言、非難、脅迫(威圧的な態度、しぐさ)等を繰り返し、その後も長期間に渡り(施設措置ごも突然訪問や電話攻撃をつづけ執務を妨害した。
一時保護中の一時帰宅から、家庭引取りを追認さざるを得なかった。
一時保護中の子どもの様子を毎日 TEL で尋ねて、公衆電話から電話しているので、取り次ぎを早くしろ。対応が悪い等と暴言を吐いた。「お前は打ち殺してやる」等ということがあった。
一時保護をした理由を説明するため、警察官を同行して、家庭訪問した。激昂して暴力に及ぶ。
一日中FAXが届く、あるいは、一度に何台もの電話が鳴る(母が2~3台を持って電話攻撃)ため、他の業務が停止状態
一年程前から、地域から通報があり、訪問するも会うことができず、たまたま、区役所の職員と訪問した。実母が外国人であり、パチンコをしている養父にTELし、事情がわからないまま、家宅侵入したと理解し、暴行に及んだもの。
一方的に責められ、どなられ、自殺すると脅しをかける。
一方的にまくしたて、児相に対し、ののしり、脅しまがいの言動で威圧された。
医療機関からの職権保護を伝えた場合で。
担当者を出せとか、無理難題を言い、いいがかりをしてくる。切っても 1 分もしないうちにまたTEL。最後に友人が出て、おさめるように言って、こちらに譲歩するように言い、そうしないと自分は父親をおさえられないと言う。電話は 1 日置き(週 3 日ぐらい)、特に休日、夜に多く、1日に10回以上かかることも多かった。当直者(非常勤)はまいってしまい、辞表を出してしまった(3月で退職予定だったが3ヶ月残して)
訴える、マスコミに流す等、執拗に脅かされた。
追い詰められた、今にも子どもに危害を加える電話を脅迫的にかけてきて、児相が家庭訪問し、更に 2H 近く、訴えを聞き、福祉司、判定員をかなり心理的におどし、一時保護をじっくりすすめると、結果的には毎回、一時保護は決心できない。
多い時には 1 日、4 回以上の電話(暴言)。来所した時は、脅迫的な言動により、1時間以上、一方的に主張を繰り返す。現在も継続。
大声で職員等を威嚇し、自殺するぞ等、おどした。
伯母夫婦が母子の面倒を見ると約束しており、実家の祖母にメンツが立たないとの理由をあげて(母親への不満を児相の不満にすりかえて、担当者に毎日のように電話をかけてきた(長い時には一時間以上)
主に相談所にかかってきた電話の中での暴言が主
親が来所に、措置解除後も自分を避けている子ども達の行動について、行政行為が間違っていたので、この様な結果になったと責める
親の元に子どもを返すことはできないと親へ伝えると、「なんだって?このやろう」「子どもをかえせねーのか」と興奮して、暴言を連発する。
俺が納得できないと何度も興奮して相談所に来て、恫喝する。
返せ、返せのコールを所かまわず、朝から夜(9時まで)で繰り返した。
家庭引取りだったら、しばらく学校に行かすわけにはいかないなど。子どもの首をしめてしまいそう。
家庭訪問時、及び、その後、電話にて暴言
家庭を壊すのか。親の言うことは信じないのか。母が精神的に不調になった責任はどうするのか。等、長時間に渡り、W.N に執拗に一方的に話す。彼独特の論調で、こちらの言葉尻をとろうと理論武装する語り口のため、W.N の緊張は相当なものだった。心理的に非常に疲れる面接が何度も続いた。しかも、日中は来ず、夕方から夜の面接ばかりだった。
身体に残るような負傷はなかったが、精神的苦痛を感じた
帰宅した母が本児が片付け等ができていないことで激昂
逆上した母が包丁を振り上げて、ドアから出てきた。大声で怒鳴りながら迫ってきたため、退散した
虐待による保護後、条件を付して子どもを引き取らせしたが、一旦承諾しながら後になって一方的に約束を反故した。
虐待の事実を確認中のやり取り中。
休庁中、宿直に対して、暴言をはき、ひきとりにいくと電話してきたため、実際に職員が出向き、待機していると、あらわれなかった。
休庁中に 3 回にわたり、一時保護所へ電話があり、一時保護所職員が対応、初めのうちはおどかさうに「火をつけるぞ」等、暴言を吐くも、しばらくすると、泣き出し気弱になった。
急な外泊許可申出に対し、即答できないことを答えたが、「実の父と母が電話しているんだよ、あんたわかっているのか」「あんたじゃ、話しにならない」「あんたの名前は〇〇だね」「〇〇だね」と脅す口調で繰り返される。
行事参加の確認の電話をしたところ、児童がいなくなったと言い、突然怒って「もう、結構です」とTELを切り、その後、連絡をとると、同様の対応をされる。
脅迫された。夜間、休日に強引な引取り要求を行なった。

近所からの通報(子どもの声で「助けて」が聞こえた)で、警察官とともに自宅訪問。母がパニックになり、子どもを一時保護する
金曜日の終業前に所内のトイレに入り込んだのを気づかず職員は退所。翌朝(土曜日)、トイレを出て動きだしたところをセキュリティシステムが反応。警備会社がかつけける間に母は所外に逃亡。何も取らず
繰り返し、長時間、電話攻撃
警察官から児童福祉司を紹介。児童福祉司から児童の保護の継続の必要について説明するが、「返してください」と切り口上で、繰り返し、話し合いにならず、空白の時間が何回かあった後、突然、児童福祉司に飛びかかり、止めにかかった警察官にも暴力を振るった。
警察と一緒に家庭訪問したが、訪問したことに対して激怒。相談担当課長のネクタイをつかみ、殴りかからんばかりの態度にでる。警察官の制止により、ネクタイは離れたが、暴言は以後も続く。
継父(元)からの性的いたづらがあり、母子で保護、2人の子どもは父が親権者でもあった(離婚届のかいざんになるのか)。元妻と性的いたづらをした児童を自分の都舎で支配しようということで、夜間連日押しかけた
継父は、それまでのソフトな態度を急変させて威圧した。その状況は恐怖感など心理的な面だけでなく、身の危険を感じるほどであった。
結婚相談所で紹介された女性から拒否された直後
玄関先で、一時保護の承認を求めため、職員が説明を行っている最中に、突然父親が上記のような暴挙にでた
高圧的な電話、離婚して親権者は実母
声を荒げ、すごい剣幕で怒鳴る
声を荒げて威嚇する
午後2時50分から午後9時まで一時保護について母に説明。当初、興奮してはいたが、攻撃的でなく低姿勢であった。しかし、次第に興奮し、怒鳴りだし、保護通知も破り捨てる。又、土下座と泣き落とし状態で、帰ろうとしない。翌日も午後6時30分から午後10時まで叔父による引取り要求があった。
子どもに対して「一緒に帰らないと、一生会えなくなる」と叫び、制止を振り切り、「死んでやる」と車で走り去った
子どもの一時保護に憤慨した父が閉庁後に来所。担当CW心理で担当し、事情説明を行なうが、父は納得せず相談室のテーブルをこぶしで叩きつけ、自分の主張を怒鳴り散らし、担当心理を終始にらみつけていた。
子どもの施設入所の提案をしたところ、実父が声を荒げ、その後、施設の話が出るたびに大声で職員を威圧するような態度であった。こちら(児童福祉司)は2人に対応していたが、閉鎖された面接室の中で、恐怖を感じた。
子どもを返さなければ、ぶっ殺す等のおどしをかけてくる。
子どもを施設から返すように要求して、連日のごとく来所していたが、面接中の応答が不満として、足で面接官の椅子を蹴り、椅子が壁にあたり、壁に穴があいた。
子どもを引き離れた後、法に触れない範囲でストーカー行為をしたり、おどしをかけたりして来た。
子どもを保護した旨を親に説明すると、オマエやは一方的で勝手に子どもをつれていき、何が虐待だ。校長、教頭、警察の刑事とが首並べてなんだと、罵声をあびせる。
子どもを保護しようと抱きかかえたとき、もみ合いになった。威圧的な態度は訪問した初めから。
子の引き取りを希望する父親を説得中、子どもがいないと生きているかいないと窓より飛び降りようとした。それを止め、説得し、父親は納得して帰宅した。
酒を飲んで来所、脈絡のない話しを続けながら、引取りに同意するよう要求を繰り返した。酩酊状態で話してできない状態であった
騒ぎはしないが、応じないと、次の手を講じるという脅かし。
時間かまわずに電話にて自分の要求を言うてくる。通らないと、ぶっ殺す等、脅迫をする。来所は数回であるが、電話は週1回位あり、時間は1~2時間。仕事を切り替えるのに時間がかかる。
施設措置解除時の養育不良に対して家庭訪問した
施設とのトラブルに腹を立て強引に子どもを連れ帰り、再三の説得にも応じず、子どもを家に閉じ込め保育園にもかよわさず、不適切な養育環境においた。
施設入所後、翻意、福祉司に「だまされて、承諾書を書かされた」等から始まり、上記の様な行動が続いた。
施設入所説得時の言動
施設入所措置継続について話し合いの際、引き取りを主張。話し合いで結論が出ない場合、28条申立てになる旨を告げた後、行為に及んだ。
施設入所措置についての話し合い後、引き取りを主張。児相の28条申立てを拒否し電話してきた。
施設入所について面接して説明するも十分理解がえられず、電話でやりとりをする中で、父が自分の意にそわないことを言われると暴言をはき、職員を脅した。
施設入所の承諾書を求めた際、同意せず、怒り出し、面接室を出て玄関ホールで泣いたり、怒鳴ったりしたりした。28条について裁判所のことに言及すると更に激昂し、長時間所内に居た。
児相職員が児相の車中に子どもを保護したところ、母が「子どもを返せ」「人さらい」等、騒ぎ立てた。泣きながら、大声をあげ、「自分をひいてから行け」と車のボンネットの上におおいかかったり、車の横腹をたたいたり、けとばしたりした。
児相だけでなく、施設、福祉事務所、県庁、知事宅にまで脅しの電話をかけてよこした。1日に数回かけてよこしたり、夜間にも及んだりした。児相と施設には、児童が児童施設退所するまで、約2年間、執拗な電話が続いた。

児相に押し掛け友人と共にワーカーに暴言、毎日、長時間の面接にてどうにかなだめる。担当ワーカー不在時、対応にでた職員に対し暴言。
実父とその友人が本児を引き取りたい、やり方が気に入らない、等で、面接を申し込んできた。児相の行為は違法であるとの申し入れ。はじめから、ケンカ腰であった。テーブルをひっくり返す。職員の胸ぐらをつかむなどや、職員の座っている椅子をけとばし、転ばせるなどし、話しあう状態ではない。無理難題を言い、全て、児相が拒否した。帰りに、腹いせに植木を引き抜き(1mぐらいの)玄関へ投げた。
実父と友人面接。面接室にはいるなり「所長をよべ」。係長と担当者入り面談。いきなり係長の椅子をけとばし、倒す。そして、胸ぐらをつかみ引き起こし、ネクタイをしめあげる。この段階で外にいた職員が止めに入る。所長が入った時点でいきなりスリッパをなげつける。所長さげ、当たらなかった。実父立ち上がり、所長の胸ぐらをつかみ影に押し付ける。ここでまた、外の職員が入りわかる。ナイフをチラつかせ脅かしを言い出す。
実父の状態等について話をする。自分が説得するというので、面接を申し込んでくる。はじめは、話し方も静かで興奮もなく話すが、話の内容は「実父はアルコール依存症で、自分が知っているアルコール依存症の人は何をするかわからない。だから興奮させたりしないように、自分でもおさえられなくなる。今は自分が「ママ」と抑えているが、それも限界がきている」と話、児相に譲歩するようにおどかしながら言う。児相としては譲歩の気はないことをはっきり伝える。そして、父に具体的に話しあう場をつくるよう申し入れた。
実父は長期出張先より、酒を飲んで児相に電話を入れてくる。受けた担当SWIに大声で子どもをとりやがったな、テメー、等暴言を繰り返す
実母、子どもをを引取りに寒い時期にもかかわらず、寝着と素足のサンダル姿で施設におしかけ、意味不明なことを云って興奮、ただちに母方祖母と児相職員が施設に行き対応するも興奮がおさまらない状況の中でおきた。(その際暴言も吐かれた)
実母が土下座までしての説得に応じなかったため、継父は激昂し児童につかみかかろうとした。その際、制止に入った職員の胸ぐらをつかむ、その間、再三、再四、大声を張り上げ、机をけりつけた。又、別の職員に対し「(この子)をかばうなら、お前もいってしまうぞ」との脅しがあった。
実母との面接に実父が同行。実父は入籍しておらず親権者ではなかった。面接途中に入室して暴言、おどし。
実母は夫からの暴力で婦相に逃げている状況
執務中、電話による。
執務に支障をきたしている
児童が実父との面会拒否したため、面会を認めなかったところ、実父は納得せず、実力行使しようとした。
自動車に50cm程度の傷を何本かつけられた
児童相談所、面接室にて、実父から引き取り要求があり、本人の意向により、拒否したところ、暴言、恫喝された。
児童相談所で職権による一時保護を伝えたところ母はヒステリー発作で動けなくなった。母を自宅まで送っていったところ、母の弟が激しく抗議し、児童福祉司(女性)に暴行した
児童相談所警備員を通じて、夜11時、夜中2時に電話があった。一時保護の場所を教えろ、すぐに引取りに行くと、一方的にどなる。相談所の門を壊すとか警察に訴えろとか、脅かされた。当夜は、睡眠がとれなかった。
児童宅を訪問するも、住宅に入らず応答がないため、職員達が向かいの空地に待機、母から連絡を受けたい父がトラックで駆けつけ、危険な運転(職員を轢きそうな運転)で駐車。大きな体と顔を職員に接近させ威圧的に怒鳴る等し、調査を拒否。法的対応をとる旨話すと、「それなら逃げてやる」と言って立ち去る。
児童の一時保護を伝えたところいきなり叩かれた
児童の家庭引取りへの対応についての不満から、児童引取りの4ヶ月後、局の上層部に対し、文書で、引取り月日の変更を要求と担当福祉司個人と家庭判長に対する誹謗中傷の上で、自分の納得できる対応を要求して来た。納得できない場合、法的対応やマスコミを利用すると脅しがあった。頻回の文書、面談等で理解を求めた。
児童への暴行を阻止しようとした職員が父親に投げられた
児童を一時保護した夜に面会に訪れ、面会を断られたため、相談所の外で土下座して「会わせてほしい」「自殺する」と言い、車道に飛び出そうとする。その後、短時間、本児と面会したが、帰宅後、睡眠薬服薬自殺を図ったが、未遂に終わる
児の入院中
自分虐待していると言い、施設入所を希望するが、児童福祉司が調査することに対して拒否的であるため、入所の判断を保留した
自分の言い分だけ一方的に申し立て、業務にも大きな支障をきたした。また、その後、2年近くにわたって(施設入所中、家庭復帰後も)毎日5~20回にわたって長時間の電話が続いた。
事務室に侵入しようとした父を職員3人が制止して、事務室の外に父の腕をおさえて、連れ出したところ、唾をはき、足げりをしたところ、職員2名に唾がかかり、1名の足がけられた。
市役所で偶然でくわしたところ、突然暴行に及ぶ
重度の飲酒癖があり、眠剤を常用している父から、角材で殴りかかられたが、阻止することができた。
上記の主張をして、敷地内に母子が居座ったため、所長が退去命令を出したが、応じなかったため、警察に連絡、警察が母を所轄署に連行し、事情聴取となる。その直後、父が当センターに来所し、「ガソリンつけるぞ、妊娠中の母にあんなことさせるんか」と大声でどなる
上記の理由で、夜10時すぎ、児相の門を乗り越え、乱入しようとする。警察官を呼ぶ。まったく話が通じず、殴りかかろうとする実父を警察官3名でやっとりおさえる。玄関にあった表示板をけて破損させ、花瓶を投げつけようとした。

職員同席の上、父と本児を面接させたが、父は入室するなり本児にけりを入れる。面接は危険と判断し、職員が父を面接室から退室させたが、その後も何回も面接室に入ろうとして、その度職員に阻止させる。その度職員に対し「お前、覚えてろ」「血、見るぞ」等の暴言を吐く。父は職員に殴りかかろうとしたが、他の職員に止められた。結局、一時保護には至らなかった。
職員の精神的ダメージ。1回の電話が1～2時間
職員は逃げ出し、被害なし、追いかけた加害者が捻挫した。110番通報し、加害者の事情聴取を受けた
職員を見るなり、大声で「顔を出すな」とどなりながら、右腕を殴打してきた
処遇会議で入所保留されたことを告げた
職権で一時保護(病院)した際、翌日、児相に来所し「子どもに会わせろ」と言って、制止する職員を振り切って、一時保護所内に入り、子どもを捜し回り、ロッカーを蹴り壊し、職員にも、暴言を吐いた。
職権で一時保護し、保護者に通知したところ、父母が来所。飲酒していた父が興奮し、子どもをすぐに返さないことを伝えた職員につかみかかり、他の職員に制された。110番通報し、その後の面接には、警察官が立合った。
職権保護した児童の引き取りを要求し、午後7時から翌午前3時まで対応した時の保護者の言動である。実母は自殺未遂をしたことがある。
知り合い夫婦が外部から観察する状況を作り、夜間に出かけて、一方的な主張を繰り返す。
児を一時保護中で、保護の理由について説明している最中、飲酒していることもあり、話しをきかずに「俺のやり方でやる」と言い張り、脅迫する。この時は、警察官に援助協力を求め、周辺のパトロールを行なってもらっていた。
児を保護した翌日、朝早くにらい所し、大声で暴言を吐き、物をたたき、威嚇する
身体的虐待のため職権での保護を示唆したところ「無理に連れて行くなら死ぬ。明日の新聞を見てください。」といい、台所から包丁を持ち出そうとする(自殺のため)
身体的被害はない
深夜、来所し強引に職員への連絡を求めた。
深夜に一時保護所に来訪し、保護所のドアを激しく叩き、空けようとするをくり返す。所轄警察署に連絡し、協力を要請、警官の対応にて所、敷地内より連れ出す
数回にわたり、担当者に攻撃的な電話。管理職が対応。実母は精神病。
数回の電話で、保護をやめろ、関わるなと脅かし。
頭蓋骨骨折で入院後、職権、一時保護をせまったところ、労組の役員という祖父が法にくらいつき、その後、施設で怪我をさせるようなことがあったら賠償を求めたりした
座っている職員に顔を近づけ、つばを吐くように大声で罵声をあびさせる。担当者がちょっとでも口を開いて話をするものなら、倍以上の罵声がかえってくる。
精神科医等への暴言がたびたびあり、訴えてやるという脅しもあり、相談処遇課長対応で納めた。
精神科入院先で、施設所の承諾書の提出を求めた所、「承諾書は書かない。児相が子どもを返してくれなければ、どうなるか判らない。どうにかなったら責任を取ってくれるのか。私は気が狂ってしまうかもしれない。」と脅しをかけてくる。
児童相談所へ押し掛けてきたような形で面接(19:00～AM1:00)となるが、長時間に渡り、「子どもを返せ」「何かあれば児童相談所の責任」「責任をとれるのか」「返してくれないなら飛び降りて死んでやる」等、脅迫めいたことで責め立てる。
相談室で児相職員と両親、伯母夫婦と面接したが、「虐待」という言葉に反応し、激昂された。
相談中に興奮し、児童福祉司の襟首を両手でつかみ、止めようとした次長の足を蹴った後、事務室に乱入し、騒いで、暴れそうになったため、職員が手を押さえたところ、しゃがみこんで、ガラスのドアに数回自分の頭をうちつけた(この時点で警察官到着のため落ち着いた)
早朝、父、養母が施設に面会要求で乗り込んでくる。
早朝より夜間まで脅迫的な電話があった。
退院と同時に一時保護を予定していたが、母方実家に連れて帰りたいといって譲らなかった。
対応ワーカーの一人を名指しで「担当を替われ」「お前の話しはきかん」「担当を下りろ」
託児所等関係機関と連携しながら調査していたところ、託児所保育士が「児童相談所では家裁に連絡し、児童を引き離すように進めている」と父親を脅すような発言をしたため
訪ねたことで、興奮し、あたりかわまず絶叫し、混乱状態。
立入り調査の時、母が子どもを水風呂につけており、司、警察官に対して、小をかけた後、胸や背中をこぶしで叩いたり、突き飛ばした。
担当が話しをすると、顔を近づけ、つばを吐きながら怒鳴る。30～45分くらい続き、一休みするとまた繰り返す。
担当者では話しにならない、上司を出せとドスの効いた声で脅す。上司が出てくるまで帰らないと粘る。
担当者変更前より引き取り希望がだされていたが、担当者変更後、母親がアクションを強くだすようになった。
担当単独では面接は無理と判断し、父の弟、業務課長と共に面接。父の弟、業務課長が、父を説得している間に、担当が子ども達を一時保護する。(その時、父ともみ合いになる)
担当福祉司が家庭訪問し、一時的な保護の必要性について話し合おうとしたが、脅かされ、怖い思いをした。

担当福祉司の罷免を訴える手紙が、県、新聞社、TV局に出され、それぞれから調査を受けた。又、同主旨がインターネットに載り、読んだ人からの抗議があった。
父、祖母、叔母が見相におしかけ、「ただですまねえぞ」「おめ(の住所)は〇〇だとう」と職員の自宅に危害を加えるような脅され方をした。また「おれの法律でおまえらを処罰してやる」とも脅された。されに、突然立ち上がり、職員をなぐりかかりそうになった。度重なる脅しの電話もあった。
父が一時保護所に児を引きとりにいこうとしたところを、職員が阻止、前に立ちふさがった。職員の顔面を拳で殴る。その他、電話や花台なども壊す
父が酒を飲んで、電話をよこし、悪態をつくことが何度かあった。また、親戚の者からも、父は今まで傷害事件をおこしたことがあり、突然何をするかわからないので、気をつけるようにとも言われた。
父が面倒を見ていて、母が働いている。父が職を探すので子どもを預かってほしい、母親より、預かってくれなければ、自殺すると言われた。
父から児童記録票の提出希望があったが、その件については、情報公開に関連することであり、正式な手続きをしてもらう必要があることを伝えるが、父、納得されず、児相担当者へは、今後、個人的対応をすると、半ば脅迫ともとれる発言があった。
父の児童に対する暴力についての母からの相談に対し、様々な対応策を提案したが、いずれも母の意に沿わず、その後、父母間の関係も改善が見られたため、助言終了としたが、後になって「児相は何もしてくれなかった。福祉司は無能である」との暴言があった。
父母共が精神的不安定
父は元、警察官。身体も大きく、逆上した表情で台所から包丁を持ち出した時にダメかと思った。母が「子どもを保護してほしい」と、訪問したCWに子どもを手渡した(抱かせた)のを見て、カッとなったようだ。
中傷メールの送付。議員らへの虚偽の訴え。施設への強引な引取り要求。
長時間に及ぶ相談の名を借りた児相への攻撃
長時間にわたり、1日に4~5回電話がかかった。
長時間の児相への攻撃
通告者である学校へ「首を洗って待とれ」との事前予告があり、児相職員が校長室で待機。アルコールを飲んで来校する。「ぶっ殺してやる。児相が近所をうろうろしたら、刺してやる」等の暴言を吐き、相手を威嚇してにらみつける。
通所指導の際、相談室で母に児童福祉司が面接を行っていたが、話の方向が母の思いとちがうところに進み、いらいらし始め、興奮して暴言を吐く。
つきとばされた
釣り竿を振りかざし、何で勝手に連れて行くんだと興奮する。自宅に訪問した際。
テレビは台から落とされたため破損。机は椅子を投げられたため、椅子の足より2ヶ所穴があく。本棚も倒され図書が散乱。取り押さえた職員を蹴り、叩き、ツバを吐きかけた。
電話、面接時、一方的に非難する。
電話口で保護者と話しをするものの「誰が何といっても子どもを見つけ出し殺す。脅しではなく、やると思ったら本当にやる。担当者や上司、家族にも犠牲になってもらう。児相が法的な手段にでたととしても、関係ない」と声を荒げたり、静かに語りながら言ってきた。延々と1時間半にも及んだ。
電話だけではあるが、子どもを育てたいから、返して欲しいと懇願したり、育てられないから、自殺して、よい家庭に預けて欲しいと云う。電話で「子どもを施設に入れたら、子どもは家族を見捨てる。残された家族はどうなるのか。施設へいくのなら、ぼくが自殺する」と言う。電話で「施設の職員はボコボコにした。児相へも銃を持っていく。〇〇と〇〇に言っとけ」と怒鳴り散らす。
電話で悪態の限りをつくされる。「施設で孫は食事を与えられず、やせおとろえ、いじめられている。孫が死んだらどうしてくれる。責任をとるのか。あんたは血も涙もないのか」等々個人を非難する
電話で一方的に文句を言いつづけ、こちらの話しには耳を傾けないどころか、いちいち揚げ足をとり、つかかる。こちらの人権までの否定するような言葉を放ち、プライバシーに関わることまで否定した言い方をされた
電話で延々と苦情、暴言
電話で子どもを返せと暴言を吐いたり、自宅に行くと怒鳴って話しにならなかった。
電話での攻撃。「もうブチ切れた」「もう顔も見たくない」「地獄に入れて欲しい」と激昂した状態で、何を言っても耳に入らず。
電話で非常に威圧的なことばを繰り返した。一方的に保護はできるはずがない等。
電話で暴言
電話でヤクザ調でどなり、脅迫した。
電話にて、急にカンニン袋の緒が切れたようになり、担当児童福祉司、相談課長に怒鳴り散らす。
電話にて、実父が「お前なんか、タダじゃおかない」「子どもの将来をだめにした。傷害賠償しろ」等、暴言、恫喝された。
電話にて、延々2時間脅し続けた。
電話にて頻回に興奮しながら暴言を吐かれたり、言葉により脅される
電話にて頻繁に自殺をほのめかしたり、暴言を吐かれ、言葉により脅される

電話による(来所は2回)。親権の押し付けあい。児の施設入所に係わる事柄。家庭崩壊の原因。等々の原因を児相のせいにし、児童福祉司攻撃。
電話による暴言、言葉尻をとらえての追求等を長時間反復する。来所し、2時間以上も一方的に攻撃的な言葉を繰り返す。「訴える」「首にしてやる」……。
電話による暴言を吐かれたり、言葉により脅されるに止まった。
電話をかけてきて、自分の言いたいことだけを一方的に言う状態であった。他の予約の方を待たせてしまうことになってしまった。
ドアは開けるもの、玄関に立ちふさがり、威嚇する様な態度で暴言を吐く。
同意による一時保護であったが、入所後、保護者の意に合わないと、強引な引取り要求があり、制止した職員に対し、机をたたいて、テープレコーダーを投げつけようとし、暴言を吐いた。
当初一人対応であったが、緊急を考慮し、警察対応の準備をお願いし、途中から2人対応とした。飲酒しての来所であったが、時間が経過するにつれ落ち着いた。
突然来所し、断りなく、一時保護所に入り込み、「妹はどこや」と探しはじめた。担当ワーカーと実兄を以前指導暦のある職員(心理判定員、保育誌が担当した(実兄は以前教護院入所歴有。110番通報を行ったが警察は来るには至らず。
土曜開庁で、事務所職員は3名のみ勤務中、事務所と保健所は廊下続き。児童をとりもどそうと、保健所へ向かう母を、取り押さえようとしたが、不可能で、110番通報で警察官が出動した。
撲られるかもしれないと感じ、精神的に緊張した
何回となく、時間関係なく、文句の電話がかかり、暴言を吐き、埒があかなず、施設職員と児相担当者が児童を連れ何回も家庭訪問。この時はおとなしい。何らかの理由をつけて、一時静かになったと思う頃に再度、新しい理由の文句の電話がはいる。
日中の各事務所、施設への電話攻撃で業務に支障。深夜、施設長への電話攻撃。
乳児院でさわぎ、かけつけた児相職員に暴言、暴行を働く。施設の置物をなげたり、消火器でなぐりかかり、取り押さえる。パトカーで警察署に連れて行き、一旦落ち着いたが、署で暴れ、独房に入れられ、精神病院へ入院となる。
乳児院に一時保護委託していたところ、面会におとずれ、制止をきかず、強引に連れ去ったもの。
入所中の施設内での児童間のトラブルについて、担当福祉司と早く進路を取れとの電話、施設の悪口を怒鳴ったり、対応した職員に、「子どもが死んだら責任とるのか」と脅す。
入所に向けての面接時、電話のやりとりで、暴言を吐かれた。又、入所後は、父に必要事項を伝える中でも、児相のやり方への批判等、罵声のシャワーを浴びた。
入所要請に対して激昂し、大声で威嚇して、CWの腕を強く掴み、強引に家から追い出した
ネクタイの部分をもってしめられ、殴られそうになった。
ネクタイを締め上げられ、首を締めた
ネグレクトで栄養失調が疑われる児童。確認のための家庭訪問(TEL連絡の上、訪ねたが、電話での対応が気に入らないと……)
罵声、口汚くののしられる。
話しのやりとりができず、一方的に罵声をあびせてくる。
母、精神分裂での入院を控えての一時保護時、上記暴言や脅かしがあった。
母、継父らで、児童相談所に来所。面接中に机をたたいて、暴言を吐くなどした。来所前後には、数回にわたる電話で職員を脅した。
母親が子どもを殺すと脅してきたため、家庭訪問した
母親が子どもを連れ、突然来所。すぐに子どもを預かってほしいということであったが、所内で対応を検討するため、面接室で待たせていたところ、児童相談所を出て行ってしまった。すぐに追いかけて、付近の路上で話したところ、「もう、いい」「新聞社に知人がいるから言つてやる。(職員)実名で投書してやる」と脅された。
母親がパニック状態となった。父親からの電話の対応の中で、ことばによる脅迫。
母親から電話があった。1時間以上にわたって興奮状態の呈し、大声で暴言を吐き、自殺をほのめかす言葉も出るため、電話を切ることができなかった。児相から家庭訪問する旨伝えるも、「来るな」と拒否され、結局、先方が切るまでの間、電話相手をせざるをえなかった。
母親と連絡がつけられないまま、一時保護したところ、翌日母親が現れ、双方の気持ちが落ち着くまで面会できないことを告げた
母親は服薬してうつろな状態
母が攻撃的口調で職員をまくしたてる。職員をうまく利用するために、子どもを締め殺す等のおどし台詞をつかう
母方実家にて(母は単身、実家に身を寄せている状態)、母の親族に席を外させ、担当児童福祉司に対して、「個人的に」と依頼してきたもの。
母からFAXで担当あて「〇〇(担当名)死ぬ」「〇〇、××死んでしまえ」などが送られてきた。
母からTEL有。子どもを殺そうなくらい、叩いてします。保護してもらえないと殺してしまうと言われた。
母からの要請にもとづいて、児相内での面接中。
母からの連絡で、祖父母宅を訪問したのであるが、母が興奮し、祖母を叩いたり、殴ったり、祖父にも暴言を吐いたり行動あり。放置すると児への突発的な被害を心配されることから、母の落ち着くまでの間、なだめたり、説得した。

母子の行方調査をしつこく要求し(長時間、1日何回も、何月も)、要求が入れられないと当該機関、担当者の対応が悪いと、上部機関等に訴え、これへの対応に時間を取られる。また、一旦、訴えを聞いた機関について、再・再度、別の機関へ訴え(TEL、訪問)、それらの対応で業務の進行が妨げられた。
母の話をよく聞き、心が落ち着くの待った。
母は2名の男性職員を振り切るほどの力で胸ぐらを掴みかかった後、制止されたことでさらに興奮し暴れまわり、両脇から腕を掴んで職員を一人を蹴った
母は電話、来所の度に「ぶつ殺してやる」等、暴言を吐いた。
被虐待児が、保護者との面会を拒否したため、保護者への面会を制限しようとしたところ、突然、「子どもの意見しか聞かないのか」と職員につかみかかり、職員の衣服を破った。
被虐待児を一時保護したため。
被虐待児を保護する旨を伝えに行ったとき、今にも掴みかからんばかりの形相で詰寄り、にらみつけ、悪言雑言を言いまくり、とても恐ろしく思いをしながら対応した
日に数回もの電話や、突然の来所がある
頻繁かつ長時間におよぶ電話攻撃で職員を脅かしたり、勝手な要求をしてきた
頻繁にTELによる暴言。TELで急に当方呼び出しておきながら、一方的にキャンセルする等、当方を操作する行為
頻繁に電話をかけてきては、自分なりの考えを一方的に押し付け、脅してくる
夫婦喧嘩の最中での出来事
福祉司に対して暴言をはき、おどす様な行為があった。
福祉司は慣れてはいるが、この間に業務ができない、セクハラ的な発言もあり、少々まいていた(女性福祉司)。周囲はフォローした。
福祉事務所最初実父と会い、子どもを保護していると伝えた時、その後、電話で10日間位執拗に電話で要求と名指しで殺すとの脅し。時には1日に100回近くも電話。又、児相を調べにきたこともあることを言うて来る。
複数で面接を行っていた。保護者を制止、落ち着いてから面接を再開した。
不適切な養育なので、児相が一時保護を強制的に実施し、父親が逆上して、司の言葉に反応してつかみかかってきた。
閉庁時間後に父親が児童相談所におしかけ、子どもへの面会を要求。これを拒むと「お前ら、いかげんいしろ。狙うからな」と職員を威嚇。大声で子どもの名前を呼んで、建物内を歩き回り、一時保護所入口を見つけ、職員が立入りを拒むと、入口前に座り込んだ。警察が来て、説得をうけいれず、動かなかつたため、不退去罪で現行犯逮捕となった。
暴言、脅す行動。面接させよ。
保護者、本児、施設職員、及び福祉司で面接中に、事務室の方に福祉司宛てTELがかかったことを怒り、福祉司の後についてきて、TEL中の電話器をとりあげ、話しを聞こうとした。
保護者と面接の際、内夫(母の交際相手)と一緒に来所し、子どもを返せとどなりちらし、話し合いにならなかった。その後、所内の喫煙コーナーに少しいたが、帰った後被害を発見した。
保護者や親権にたびたび連絡をとっても、確認できないため、保護者の所在を確認する必要があり、病院と照会したことが、不満の原因となり、行過ぎた行為として、いらだった。
保護所職員の制止を振り切り、一時保護所内に強引に入ってきた。職員に対し、大声で暴言を吐き興奮状態であるため、他の職員の協力も得て、外へ連れ出した
保護中の非行児童の親と児童自立支援施設への入所を前提として話しをしているとき、自宅にも引き取らない、施設にもやれないと態度を明確にしない中で、親が手引きし、子どもを脱走させ自宅に隠し、子どもが逃げ出したことへの責任を追及、脅迫した
保護について連絡時、母から「ふざけんじゃないよ。」「本当になめている」「絶対に取り戻す」等々。父から「訴えてやる。円用意しろ。行ったら暴れるから警察呼んでおけ。」等々、怒鳴り散らし激昂する。
本児が「家に帰りたくない」と主張し続けた為、母親が立腹、本児の髪を引っ張りながりかかる。制止しようとした女子職員をつきとばす。保護課へ返した本児を追いかけ、保護課玄関で大暴れ、鉢植をひっくり返したり、テーブルを蹴ったりした。
本児の帰宅拒否により一時保護をし、それを母親に伝えている時
本児被虐待児を一時保護したため。
本児への面会を断り「連れて来い」という叔父の命令に動かずいた時、いきなり胸ぐらをつかんできた「連れてこい」と命令された。また、一言もいわずに、父親に本児を渡したことで「一言あるべきとこだ」と殴る仕草をされた。「(殴られなかったから)ありがたいと思え！」との言葉であった。
毎日の長時間の電話攻撃が2ヶ月以上続いた。担当の家族は何人か、どこに住んでいるのかと何度も聞く。本児の母は児相に殺されたと言う。児相のことを世の中に暴露して自殺するという。
毎日のように時間を問わず、長時間の電話攻撃をしてくる。時として、暴言を吐き、暴力をほのめかす発言がある(実際に他機関で警察の介入がみられた)
毎日のように来所し、家庭取りの強要をした
自ら子どもを虐待しそうだと言ってきたが、日頃かかわりのかかる主任児童委員への連絡をうながしたところ
面接が終了し、立ち上がったとたん、胸ぐらをつかみ、ネクタイを引っ張る行動に出た。同席面接していた職員が止めた

面接室で二人きりになり、怒鳴られたしたので、怖くなった。
面接室内に一对一となり、脅かされ、緊張した。
面接中(電話も含む)、担当福祉司の個人的事情(子どもがいないこと、経験年数が浅いこと等)をヒステリックに大声でののしったり、細かいミス指摘して「あんたバカでないの! ?」と言ったり、実家に一時帰省させたことについて、「(本児を)叩いてもいいのか! ?」と脅したりする(常にヒステリックで大声でさげび、時には1~2時間続く)
面接中、実父は絶えず手元のバッグに手を入れ、不審な行動をとった。福祉事務所からカッターナイフを所持していることがあるとの情報を得ていたので、気になった。その後、このときもカッターナイフを持っていたと、福祉事務所で告白している。
面接中にエキサイトして暴行
面接中に脅迫を受ける
面接中に脅迫を受ける。部屋をでて、一時保護所へ侵入、騒ぐ。
面接のはじめから、子どもを「返せ」が続き、所内協議する間に戸外に出て、事務室周辺を動きまわり、外部ドア開けて、大声で威嚇したものの、110番通報を行ったので急遽逃げた(後日覚せい剤中毒が判明)
面接の申し入れ TEL の言葉
もともと身体的虐待のため、施設に入所していたが、面会も少なく、引き取り後が危惧されたので、面会、外泊を繰り返すことを提案。しかし、親は拒否。今から引き取りに行くこと主張したため、職権による一時保護委託に切り替えたが、退所をめぐってのやりとりの中で、長時間にわたり聞くに堪えない罵詈雑言を浴びせられる。
夜間連日電話による嫌がらせ脅迫
行方不明の家族が別件により検察庁にいるとの情報を得て、職権による一時保護を行おうとしたもの。
用心のため警察官3人に同行してもらった。玄関で見相の職員であると名乗ったところ、父は電動のこぎりを振り上げて玄関に出てきた。児相職員が玄関から離れたら、父は鉄の棒をつかんで外に出てきた。警察官が父と児相職員の間に入って、父の行動を阻止した。
養父が帰宅し、職員がまっているところに、コップに水を入れてきて、前に座る。説明しだすといきなりコップをなげつけた。よけた。壁にコップが当たり、穴があく。すぐテーブルをひっくり返し、ひるんだとことにつかみかかる。胸ぐらをしめてくる。心理の係長が後ろから羽交い絞めにし、養父は手をゆるめる。そのときツバを顔にはきかけると、くるっと向きをかえ、心理の係長にとびかかり、ネクタイを締め付け振りまわす。オーバーに苦しさを出すと、止め、ツバをはきかける(顔に)。そこへバトカーが通ると大人しくなり、座りなおす。
養父が見相に頻繁に来所、本児の所在を聞きだそうとした。その際、職員が養父から「身柄を拉致する」と脅された。
養父の舎弟も加わり、家庭内に拉致されたような形で、暴言や脅しを受けていた
夜遅く(20:00)から事務所におしかけ、言い分が通らないということを知り居座ると脅す。事実と異なることをでっちあげる。面接終了後(20:00)も敷地内にとめた車内から何度も電話をか帰ろうとしない
呼び鈴をならし、しばらく待っていると、ドアが開き同時にカラスプレーを吹きかけてくる。警察が階下で待機中であったので、その後同伴してもらい対応する
予約なく押し掛けて苦情。2時間くらい話した後、おさまって帰宅
夜 7 時頃、時間外勤務中に突然事務室に乱入し、暴言を吐きながら机上の書類等を床の上に落としたり、担当児童福祉司に物を投げつけた。
来所あるいは電話にて母から一方的に児童相談所の取扱についての不満、批判をまくしたて、親子の縁を切りたいと主張する。また事実に基づかない記録や職員の対応により精神的なダメージを受けたと主張し、母への対応により他の業務に影響が出る。
来所する妻(母親)に、「今度会ったら殺してやる、と言っておけ」と話し、妻が担当に話した
来所要請に応じないため、家庭訪問、施設入所の承諾について説明したが、全く応じようとしないうえ、帰ろうとすると、玄関に鍵をかけて、自分の話しを聞くと、強く迫られた。
落胆し自殺をほのめかす
理由はどうであろうと、母の意向に添わない場合は、一日に何回も電話をかけてくる
両親とも精神疾患の持ち主、上記の理由により、児童の保護を説得していると、台所から包丁を持ち出そうとし、児相職員や警察官に取り押さえられる。その後、話の最中、机の上にあったヨーグルトを投げつけられた。
連日、電話による攻撃あり。
連日に至る引取要求、暴言等。
連日に至る引取要求、暴言等。現在も月 3~4 回の引取要求が続いている
母親が自殺したら責任をとれ、ガラスを割ってでも連れ出す

表 25 被害の結果 (MA) (n=352)

	件数	%	
負傷して入院	0	0.0	63.6%
負傷して通院	4	1.7	
負傷したが入・通院せず	11	4.7	
精神的被害で入院	0	0.0	
精神的被害で通院	5	2.1	
精神的被害受けたが入・通院せず	160	67.8	
衣服や眼鏡等の損傷	10	4.2	
建物設備の損傷	10	4.2	
その他	36	15.3	
被害計	236	100.0	
負傷/精神的被害/物的損傷なし	135	36.4%	
合計	371	100.0%	

表 26 被害の結果「その他」

記述内容	件数
非常に不快/精神的苦痛	8
FAX や電話により他の業務が滞る	6
保護者の精神的動揺や自傷行為	3
睡眠妨害	2
黙って耐えた	2
胃痛	1
各機関への弁明に時間と労力を費やした	
公聴部門での混乱	
自動車の傷	
特別出勤	

表 27 診断書取り寄せについて

	件数	%
取り寄せた	6	1.7
取り寄せなかった	315	89.5
不明	7	2.0
無回答	24	6.8
合計	352	100.0

表 28 被害の結果と診断書取り寄せの有無とのクロス表 (被害結果には重複事例あり)

	負傷して通院	負傷したが入・通院せず	精神的被害で通院	精神的被害で入・通院せず	衣服や眼鏡の損傷	建物設備の損傷	負傷/被害/損傷なし	その他
取り寄せた	4(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(0.6)	3(30.0)	2(22.2)	1(0.8)	0(0.0)
取り寄せなかった	0(0.0)	7(100.0)	5(100.0)	150(96.2)	7(70.0)	7(77.8)	122(98.4)	33(94.3)
不明	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	5(3.2)	0(0.0)	0(0.0)	1(0.8)	2(5.7)

表 29 事件への対応 (MA)

	件数	%
警察に被害届	13	4.2
民事仮処分命令申立	1	0.3
不服申立を促す	24	7.8
加害者に直接損害賠償請求	0	0.0
地方裁判所に損害賠償訴訟提起	0	0.0
何もしなかった	133	43.3
その他	136	44.3
計	307	100.0

表 30 事件への対応「その他」記述内容

記述内容	件数
警察に相談	20
家庭訪問/面接等で粘り強く説得	15
所内で対応	14
上司に相談/報告	10
警察に協力要請	10
警察に通報	9
28条申立	7
複数職員で対応	5
家庭裁判所に相談	4
警備を強化	3
ケースワーク的に対応	3
精神科と連携	2
親が謝ってきた	2
関係機関でケース会議	2
施設入所措置を断念	2
保護者の措置入院	2
児童福祉主管課に状況説明	1
親族に協力依頼	1
加害者を告訴	1
被害が小さかったので損害請求はしなかった	1
福祉事務所に協力依頼	1

表 31 被害の結果と被害への対応のクロス表

	警察に被害届	民事仮処分命令	不服申立の促し	その他
負傷して通院	3(75.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(25.0)
負傷したが入・通院せず	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	6(100.0)
精神的被害で通院	0(0.0)	0(0.0)	1(20.0)	4(80.0)
精神的被害で入・通院せず	2(1.4)	0(0.0)	15(10.6)	130(91.5)
衣服や眼鏡の損傷	5(55.6)	0(0.0)	0(0.0)	5(55.6)
建物設備の損傷	5(50.0)	0(0.0)	1(10.0)	6(60.0)
負傷/被害/損傷なし	2(1.9)	1(1.0)	7(6.8)	95(92.2)
その他	2(5.4)	0(0.0)	3(8.1)	32(86.5)

表 32 公務災害の認定手続き

	件数	%
手続きした	5	1.4
手続きせず	303	86.1
無回答	44	12.5
合計	352	100.0

表 33 公務災害手続と診断書取り寄せの有無とのクロス表

	公務災害の手続き		合計
	した	しなかった	
取り寄せた	4(66.7)	2(33.3)	6(100.0)
取り寄せなかった	1(0.3)	290(99.7)	291(100.0)
不明	0(0.0)	6(100.0)	6(100.0)

表 34 公務災害の手続の有無と被害の結果のクロス表（被害結果には重複事例あり）

被害 手続	負傷して 通院	負傷したが入・ 通院せず	精神的被害で 通院	精神的被害で 入・通院せず	衣服や眼鏡 の損傷	建物設備の 損傷	負傷/被害/損 傷なし	その他
した	3(75.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(0.6)	3(30.0)	2(25.0)	1(0.9)	0(0.0)
しなかった	1(25.0)	7(100.0)	5(100.0)	153(99.4)	7(70.0)	6(75.0)	113(99.1)	34(100.0)

表 35 公務災害認定手続きの結果

	件数	%
認定された	3	60.0
認定されなかった	0	0.0
無回答	2	40.0
合計	5	100.0

表 36 公務災害の認定と被害結果のクロス表（被害結果には重複事例あり）

被害 認定	負傷して 通院	負傷したが入・ 通院せず ^{*)}	精神的被害 で通院 ^{*)}	精神的被害で 入・通院せず	衣服や眼鏡 の損傷	建物設備の 損傷	負傷/被害/損 傷なし	その他
された	3(100.0)			0(0.0)	2(66.7)	2(100.0)	0(0.0)	
されなかつ た	0(0.0)			1(100.0)	1(33.3)	0(0.0)	1(100.0)	

表 37 加害・妨害に備えた工夫の内容

記述内容	件数
複数対応、必ず男性職員を同席させる	77
警察との連携/協力	39
訴訟費用保険への加入	8
電話/家庭訪問時に録音装置	6
面接室にある危険物を事前に除去しておく	5
担当福祉司以外、対応しない	5
所内の警備設備の充実	5
弁護士の協力	4
粘り強く保護者の話を聞く	3
担当者以外の職員で対応する	3
毅然とした対応	3
関係機関との会議、ネットワーク	3
対応策は講じられていない	2
飲酒時は話に応じない	2
「児相職員に対する暴行行為等の対応策」を策定、周知徹底	2
動きやすい靴/服装にする(ネクタイをしない等)	2
施設との連携強化	2
面接室の選択の工夫	1
職員の保護(フルネーム表示をやめる等)	1
勤務時間内のみ対応する	1
保護者が外国人の場合は通訳をつける	1

表 38 加害・妨害への対応で有効な手立て
(自由記述 n=41)

	件数
警察との連携	32
複数職員による組織的対応	16
保護者への罰則規定(法的規制の整備)	7
児相職員の毅然たる態度	7
関係機関との連携	6
司法機関の権限強化	6
弁護士との連携	6
事件化すること(告訴を含む)	4
児相建物設備の警備の充実	3
職員のトレーニング(護身術など)	2
権能分離	2
ケースワーク技術	1
関係職員全員の危害状況に対する理解と認識の徹底	1
児相の人的物的充実強化	1
児相の対応の妥当性をチェックする機関	1
職員の個人情報を与えない	1
所内の統一した対応	1
誠実で粘り強い話し合い	1
訴訟保険制度への加入	1
電話の録音	1
医療との連携	1
保護者への適切な説明	1

表 39 加害・妨害に対する意見、要望等（自由記述）

記述内容	件数
児童福祉司のストレスに対する配慮を希望 (メンタルケアの充実等)	9
事例に対する感想(恐怖感、精神的苦痛等)	8
職員の増員	5
法制度の改正が必要	3
所内の共通理解と役割分担の明確化	3
「組織的対応」は困難である	2
スーパービジョン体制が必要	2
録音設備の充実	2
保護者への指導方法の確立	2
インターネットによる妨害への対策が困難	1
電話による妨害への対策が困難	1
一時保護所のあり方の検討	1
親指導する機関を別に設置すべき	1
ケアの受講を強制できる権限が必要	1
警察の協力、配慮が必要	1
他のケースへの影響	1
医療機関の理解と協力	1
権能分離	1

表 40 行政不服申立ての有無

	自治体数	%
あった	18	40.9
なかった	26	59.1
合計	44	100.0

表 41 事例数と延べ事案数

	事例数		延べ事案数	
	実態数	%	自治体数	%
1～3件	16	88.9	14	77.8
4～6件	0	0.0	1	5.6
7件以上	2	11.1	2	11.1
無回答	0	0.0	1	5.6
合計	18	100.0	18	100.0

表 42 不服申立て件数の推移

	件数	%
平成10年	1	1.4
平成11年	14	20.3
平成12年	26	37.7
平成13年	28	40.6
合計	69	100.0

表 43 審査請求と異議申立ての別

	件数	%
審査請求	62	89.9
異議申立て	7	10.1
不明	0	0.0
合計	69	100.0

表 44 不服申立人と児童との続柄

	件数	%
父親	23	33.3
母親	37	53.6
父母	6	8.7
祖父	1	1.4
伯父	1	1.4
養育者	1	1.4
合計	69	100.0

表 45 不服申立人の類

	件数	%
親権者	64	92.8
非親権者	0	0.0
無回答	5	7.2
合計	69	100.0

表 46 不服申立ての対象となった
行政処分

	件数	%
一時保護	51	73.9
施設入所措置	13	18.8
里親委託	0	0.0
その他	5	7.2
合計	69	100.0

表 47 不服申立ての事例概要

児童から不服申立人に虐待されているので助けてほしいという内容の手紙を受け取った実母(不服申立人の前妻)は、児童相談所に児童の保護を要請。児童が不服申立人が蔵に閉じこめる、トイレに行かせない、コップやナイフを投げる蹴る等の行為を受けており、不服申立人に恐怖を感じていると訴えたことから、児童相談所では、虐待が行なわれていると判断し、一時保護を行なった。
虐待をしていないのに、子どもが一時保護された。一時保護は不当である。
母からの身体的虐待により、児童自ら保護を求めてきたため、平成 12 年 5 月から職権による一時保護を実施。これに対して不服申立てをしたもの。なお、本児は 7 日目に無断外出し、自ら帰宅してしまったため、一時保護を解除している。
小 2 女児に対する実母から、身体的虐待及び、不適切な養育環境下でのネグレクト。
1 歳 7 ヶ月の双子の男児に対する母からの身体的虐待(身障 1 級及び 2 級)
学校から通告があり、養育困難、被虐待(不適切な養育)にあたるため、一時保護(法 28 条申立てのため児童養護施設に一時保護委託)。法 28 条申立てを行なうも却下され、一時保護委託を解除した。
母子関係悪化のため、警察からの身柄通告により、児童を一時保護、親の同意を得て、施設入所の措置をとったが、親は「同意を強要された」として、撤回した。
親が施設入所の同意を撤回し、拒否したため、措置を解除して、同施設に一時保護委託した。
施設入所の措置を解除したが、解除の時期等不当であったと審査請求が出された。
警察からの身柄通告により、被虐待(母によるネグレクト)として一時保護し、親が施設入所を拒否したため、法 28 条の家庭裁判所審判を得て、27-1-3 の児童福祉施設入所の措置を行なった。
母からの不登校相談及び、警察からの身柄通告により、被虐待(ネグレクト)として一時保護した。
警察からの身柄通告により、親子関係不明と心理的虐待で一時保護し、児童福祉施設に入所措置となったが、同意を撤回して審査請求となった。
警察からの身柄通告により、被虐待(母によるネグレクト)として一時保護し、ついて、児童福祉施設に一時保護委託した
学校からの通告により、被虐待(母による置き去り)として、一時保護し、同意を得て施設入所措置したが、保護者は同意していないと主張する。
母の疾病、養育困難により、同意を得て、児童福祉施設入所の措置をとったが、母から、疾病回復したとして、強い家庭引取り要求が出された。
警察からの身柄通告により(身体的・心理的)として一時保護したところ、一時保護は不当であるとの審査請求が出された。
法 28 条により家庭裁判所申立てのため、児童福祉施設に一時保護委託した
入所施設名を明示しない措置通告は不当であるとして、審査請求が出された。
児童を遺棄した母と離婚調停中の父が養育困難を理由に児童福祉施設に入所させたところ、事実を知った母から家庭引取り要求が出された。離婚調停は不調となり、家庭調査の結果、母の養育可能と判断されたので、父の同意を得て(口頭)入所措置を解除したが、父は同意していないと主張する。
保育所からの通告により、被虐待(養育者による身体的虐待)として、一時保護したことに對し、繰り返し家庭引取り要求が出されている。
学校からの通告により、被虐待(母のネグレクト、叔父の身体的虐待)として、一時保護し、承諾書の同意を得て児童養護施設に入所措置したところ、一時保護したのは、不当であると審査請求が出された。
施設入所の同意にあたり心理的強制があったとして、入所措置の取り消しを求める審査請求が出された。
施設入所の児童への父の面接記録の提示を行政手続法の規定により求められ、情報公開制度による開示は可能だが、同法による開示はできない旨回答した。
祖母と母の仲が悪く、激しくのしりあい、時には刃物沙汰を引き起こすなど、精神的な病理性が高い家族である。子どもの養育も適切に行なわれず、体重、身長も悪く、その上、母による身体的虐待も生じている。家庭環境は改善される見込みがなく、このまま放置すると、子どもの健全な発達が見込めず、虐待の危険が十分想定されるため、強制介入で親子分離したケース
児相が親の話も聞かず、一方的に保護したのは違法だと訴え

母子家庭、小3の女の子。嘘をつく等の理由で体罰を受けたり、頭髪を丸刈りにされた経過があり、児童が学校で「家に帰りたくない」と訴え、校長が人権擁護委員、法務局人権擁護職員に相談し、児童虐待で保護すべきと判断し、警察に通報した。警察署長は法25条に基づき、身柄通告をし、児童相談所長は法33条に基づく一時保護をした。
小2女子が精神的に不安定な母から心理的、身体的虐待を受けていると、父子から訴えがあり、法第33条に基づく一時保護を実施した。
未熟児、低体重児として出生した双子男児の弟、硬膜下出血で入院、退院後、脳質周囲白質軟化症で死亡。弟について複数回の硬膜下出血の所見があり、病院から通報。一時保護。法28条の承認。父母の抗告に高裁で却下の判決されたことを受けて、法27-1-3の乳児院措置をとった。一時保護(1:0)
3才、4才の姉妹、妹について保育園から父によるとと思われる外傷について通告があり、姉妹について以前、父か母による虐待を心配する相談歴があったことから一時保護をした。平成〇年6月に法28条の申立、4ヶ月後に承認の審判決定
医療機関からの通告。母親による虚偽の症状申告のため、不適切な治療を長期間にわたって受けている。又、子どもの体重が増えることを極度に嫌い、食事を少量しか与えなかった。児相としては、母子分離し、本児を一時保護した。
身体的虐待。母親はうつ傾向があり通院中、子どもが言うことを聞かないと叩く。児相は、一時保護を進めたが、承諾を得られず、保健婦、児童館、保育園等と連携して見守り体制をとっていたが、姉妹とも顔にかなりひどい痣があり、本児に確認したところ、母及び内夫から叩かれたとのことで、緊急に一時保護した
母からの虐待で何回か一時保護をくり返したが、効果なく、立入調査して、児童を一時保護した。警察、保健所、幼稚園が協力し、その後母は精神的に入院・退院した。家裁の決定により施設入所となるが、その間、後も母は関係機関にしょこく抗議をくり返した
虐待(身体的)を母の承諾により、一時保護したが、すぐ引取り要求があった。約3ヶ月間一時保護して、母への指導、親族との調査、関係機関との連携を行い、家庭引取りとして、継続指導を開始した。
母からの身体的暴力(大腿骨折)。父母からのネグレクトにより、母の承諾を得て、一時保護した。家庭引取りを主張したが、家裁の審判により、施設入所措置済み
母がうつ病のため、乳児院⇒養護施設に措置したが、母は父と児相による一方的な措置であるとして、児童の引取りを要求した
本ケースは医療機関からの通告を契機に乳児院に一時保護委託し、法28条により家裁の審判を得て、乳児院措置したものであるが、児童養護施設への措置変更について、親権者からの審査請求があったもの。なお、一時保護、乳児院措置の際にも同様の請求が出されており、いずれも却下されている。
母から、母自身が本児を心理的に虐待してしまって不安との相談、その後身体的な虐待もあり、継続指導しながら、母子分離の機会を待った。母の精神状態悪化し、一時保護、施設入所にも同意したため27-1-3措置。しかし、母は翻意し、面接時、通信等で児童福祉司に暴言を繰り返し不服申立てとなったもの
被虐待児を一時保護したことに対し不服申立て
平成〇年2月、病院から虐待の疑いがあるとの通報を受けた。いったん退院したが、同年3月末、市保健センターの保健婦が訪問し、高熱を出していたので、上記病院に入院した。虐待の疑いがつたため、同年4月乳児院に委託一時保護した。この処分について、審査請求があった。
病院から虐待の疑いがあるとの通報を受け、退院と同時に「乳児院」に委託一時保護した。その後、調査した結果(不適切な養育はあったが)虐待の疑いはなく、児童福祉司指導として家庭復帰とした。委託一時保護中に審査請求があった。
児童自身(9歳6ヶ月)から、保護者が数日前から長時間不在で妹達の面倒を見させられているので、困っているとの連絡があり一時保護する。その後、児童養護施設入所を勧めるが応じず、28条の申立を行なうことを伝えたと審査請求した
当該児童は、小学2年から不登校が続いていて、殆ど姿を見た者がいない状況であった。H〇年〇月(中2)家出し、某マンションの入口で震えている所を発見され、警察からの身柄通告で一時保護となった。保護中の様子やそれまでの経緯から、著しく不適切な養育環境に置かれていたと判断され、保護者に施設入所の同意を求めたが拒否され、法28条により家裁への申立を行なった結果、児童養護施設入所が承認された。
母に精神分裂病の症状が出現し、父も不在がちのため、児の食事等の養育状況が劣悪化。児が小学校入学頃、勉強ができないことを理由に暴力行為。よって、児を一時保護
母子家庭(児人)。母親の暴力や過干渉に耐えられず、家出を繰り返し、野宿・友人宅を泊り歩く・コンビニで夜を明かすなどしていた児童を一時保護
父親が乳児を負傷させたため、乳児院への入所措置したもの
実母による虐待(身体・心理・ネグレクト)により一時保護
児童相談所長が一時保護解除を行なったところ、解除理由が保護者へ十分説明されていなく、保護者の認識とも相違しているとして、一時保護解除を取り消す裁決を求めて審査請求が提起された
不適切な養育を理由に、一時保護を行なったところ、保護理由に納得できないとして、一時保護を取り消す裁決を求めて審査請求が提起された
精神分裂病の母(病識なし)とその母にまったく口出しできず、従順な父の元で養育されてきた。父、子ども共に母の妄想に振り回されてきたが、H.13の夏休みは勉強のことで学校への登校以外外出させてもらえず、夜間も寝かせてもらえない状況で、子どもから「このような生活を終わりにしたい」と一時保護を求めて来所した。一時保護後に不服申立てが提出されたが、早期に帰宅させて欲しいとの思いから取り下げをしてきた。しかし、その後、法28条により施設入所に至った(父、50歳、母、59歳、母は三度目の結婚、子ども15歳)

母子家庭。小1女兒。ネグレクトにより一時保護。当初は同意による一時保護。保護中に児相が施設入所を提案。母は反対したため、児相は28条申立て。一時保護先を養護施設に変更した時を捉えて母は一時保護に対する審査請求を行なう。その後、家裁審判で入所が認められ、時を同じくして審査庁は審査請求を棄却した。
民間の虐待防止機関から「救急外来を受診した児童について、担当医が虐待を疑い、当方へ通報があった」旨の通告を受け、関係者とのカンファレンス、処遇会議を経て、一時保護処分とした
市役所児童担当課から「児童が担任に養父から殴られたり、蹴られたりされていると知らせたのを機に、担任が養護教諭が見守っていたところ、多くの傷跡を発見した」旨の通告があり、関係者とのカンファレンス、処遇会議を経て、一時保護処分とした
市役所児童担当課から「小学校から打撲の跡と思われる痣のある児童の今後の対応について相談があった」旨の通告があり、関係者との処遇会議を経て、一時保護処分とした
Pは以前より両親から虐待を受けていたため、関係者でPの行動観察等注視していたところ、Pが眼底吹き抜け骨折で入院した旨、病院より通告があった。2週間後病院・学校等関係者による事例検討したうえで、両親に面接、親子分離の必要性を説明するも納得せず、職権によりPを一時保護するに至る。両親は嫉の一環を称しており、了解せず審査請求をした
保護者の就学義務不履行による不登校状態の改善と集団適応を諮るため保護者の同意とともに、入所措置を行なったが、その後、保護者の同意が撤回され、かつ、その翻意が困難との判断から、措置解除を決定。但し、入所当初の目的が未達成のため、同施設への一時保護委託を決定した
本児に傷、痣がみられるようになったため、母の同意のものの入所措置をしたものの、直後に同意を撤回したため、措置解除した。しかし、再び、本児に痣や傷がみられたため、一時保護委託を決定した
病院から「乳児で嘔吐と痙攣があり、受診後、即刻入院となった事例」について連絡があり、関係者によるカンファレンス、処遇会議を経て、児童の安全を確保するため、一時保護とした
小学5年生女兒への性的虐待。股間を触るなど。
精神的に不安定な実母による心理的虐待(中1男児)(暴言)
実父による性的虐待(小3女兒)(股間に触るなど)
警察署からの身柄付通告による一時保護
児童相談所長が行った入所措置決定処分を、親権者である実父母が取り消す旨の裁決を求めるもの。本件決定処分は児童相談所長が児童福祉法第28条第1項第1号に基き、家庭裁判所に対して、施設入所の承認を求める旨の申立てを行い、これを承認する旨の審判が確定されたことを受けて行った
ネグレクトケースであり、実母の一時入院を機に、職権によって一時保護したが、実母はネグレクトの事実を認めず。
児童相談所が、審査請求人の子である児童について、児童福祉法(以下「法」という)第27条第1項の規定に基づき、請求人及びその妻の同意を得て、児童福祉施設に入所措置を行ったが、その後、請求人及びその妻が入所措置に対し不満の意を表明したため、法第28条の規定により施設入所について家庭裁判所の承認の申し立てを行い、児童の福祉の確保を図るため、その審判が下るまでの間、処分庁が法第33条2項の規定により当該申し立てに関わる委託一時保護処分を行った。
家庭は、母・長男・長女・次男・次女の5人家族。当所が最初に関わったのは、母と母の知人からの長女に対する虐待であった。当時母は、次男・次女を児童養護施設入所させ、長男、長女、母の知人とともに生活していた。虐待の通報を受けたため長女を即一時保護し、母の同意を得て児童養護施設に入所させた。長男については関係者と見守っていくことにした。しかし、長男も母と母の知人から虐待を受けたため緊急一時保護し、母の同意を得て児童養護施設へ入所させた。その後、母から、全員の家庭引取りの要請があったため入所継続の指導を行ったが、母は拒否した。このため、入所措置を解除し、別の児童養護施設へ一時保護委託し、併せて法28条申立てを行った。母はこの一時保護委託への不服申し立てを行ったもの。
0歳2ヶ月の児童が入院。急性硬膜大血腫等で外圧による。顔に4カ所に皮下出血、顔が全体にはれている。生死があやぶまれる。医師は保護者に説明を求めるが、了解できる内容でないことで、通告があった。児相も母や父に聞くが同じことであった。病院より一時保護した。虐待者不明。児福28条の申立もおこなった
5人兄弟、ネグレクトケース。室内は不潔、散乱しており、第一子は登校禁止状態。内夫からの身体的虐待もあり、5人とも職権保護を行った。これに対し、母から不服申し立てがされたもの。その後28条申立をし、施設入所承認させたが、母は抗告、現在、係争中である。
4ヶ月の男児が原因不明の大腿骨骨折で入院。両親ともに原因不明を主張し続ける中で、家庭に帰すことは危険と判断し、職権で一時保護。

表 48 不服申立ての結果

	件数	%
却下	29	42.0
棄却	12	17.4
処分の取り消し・変更	0	0.0
係属中	18	26.1
取り下げ	7	10.1
その他	2	2.9
無回答	1	1.4
合計	69	100.0

表 49 不服申立てに対する裁決理由

「却下」処分(一時保護)を解除したため、審査請求は不適法
1)児童の日常生活の調査をせず本件処分が行なわれた。⇒関係機関に対し、本件処分を相当とするに足る調査を行なっている。2)本件処分前に、注意・警告がなく、本件処分が行なわれた。二児童の福祉を最優先した迅速な対応を要することから、児相長の一時保護権限は、親権を行なう者への注意や警告を一時保護の事前の要件としていない。
1.児童の適切な養育ができないとの判断は正当 2.各関係機関の意見、訪問時の状況による判断 3.児童の安全を考慮した判断である 以上の3点から適法かつ正当な処分である。
一時保護解除決定がなされているため、本件措置請求は不適法であり、却下する
一時保護に了承したことに伴い、取下げられた
家裁の審判、高裁の承認により、児童福祉施設に入所措置済みである
家裁の審判により、児童福祉施設への入所措置が採られており、本件処分の効力が消失している。
家庭裁判所が母の親権を停止し、父を親権代理人として、児童福祉施設の措置(他県に移管してそこからの措置)がとられたため、本件処分の効力は消失した。
家庭裁判所の審判もあり、本件処分は適法である。
家庭引取りとなったため
結果は棄却の裁決であった。当所のとった措置は妥当で児童の処遇上必要であり、両親の申立ては正当とはいえない
現在、入所措置が行われており、委託一時保護の状態ではなく、審査請求の利益がなくなっており、審査請求は不適法なものである。
施設入所に同意し、承諾書を出したので、訴えの効力がなくなった。
児相が入所措置を解除し、一時保護としたため、審査請求が取り消しの対象となる処分を欠き、法律上の利益を失ったため。
児童自身が保護・救済を求めていること、児童の顔、頭部に外傷が認められるなど、既に虐待により重大な結果が生じていること、コップやナイフ等の投げつけにより、児童がけがををする可能性が高いこと等から、児童の安全確保のために緊急性があると判断して一時保護したものであり、適法である。
処分を解除し、一時保護委託としたため、法律上の利益が消失した。
審査請求人自身が本児の家庭環境を改善しない状況にあることを是認している。処分庁が、審査請求人が本児の監護が事実上できない状態は本児の健全な成長と発達を阻止するもので、本児を審査請求人の家庭に置くことは本児の福祉に反すると判断し妥当である。33条により一時保護は保護者の同意なくともできる。以上処分庁の処分は適法である。
審査請求人は「処分庁が言うようなことは行っていない」と主張しているが、「臆として叩くことは当然」と暴力を振ったことを認めており、また、本児は本件処分後も関係者に対して父親からの暴力があったことの発言を繰り返していることから、児童を緊急に一時保護し、児童の安全を確保しつつ、親子関係の改善を図ろうとした処分は正当なものであったと考えられるため。
審査請求人は「親権を濫用し、怠ったわけではない」と主張しているが、乳児の生命に関わる怪我であるのに、嘔吐と痙攣がみられた2日後に医療機関に受診させるなど、本児の監護を怠っていたこと、また、その怪我は強い外力が加わったものであると考えられ、児童を緊急に一時保護し、児童の安全を確保しつつ、家庭環境の改善を図ろうとした処分庁の処分は妥当であると考えられる。
既に、一時保護が終了しており、法律上の利益がない。
すでに施設入所は措置を解除して、児童福祉司指導措置に変更したため、本件処分の効力が消失したため
すでに児童福祉施設への入所措置がされており、本件処分の効力は消失している。
すでに処分解除で、処分の効力は消失した。
すでに処分解除になり、法律上の利益を失うに至った。
すでに処分を解除したので、処分の効力は消失した。
既に処分を解除しており、本件処分の効力は消失している。
性的行為によって、本児の健全な成長に悪影響を与えている。

第28条の家庭裁判所審判を取り下げ、27-1-3による施設入所措置となったため、本件処分の効力が消失した。

提出のあった審査請求書に記載の不備があったため、審査請求書の補正を命じたものの、提出期限を超過しても補正がないため、却下。

当該児童の一時保護を不服とし、その取り消しを求める審査請求であり、その後、児童福祉施設入所措置が決定したことで、本件処分の効力が消失した。よって、本件審査請求は不適法となった。

母の主張には理由がなく、処分は不当でも違法でもない。

判決時、既に一時保護を解除した

不服申立て期間が経過後になされたものであるため

不服申立ての手続き中に、一時保護処分が解除されたため、却下とした

本件処分を解除し、家裁の承認を得て、児童養護施設への入所措置を行っており、請求人は本件処分の取り消しを求める法律上の利益を有せず、本件審査請求が不適法なものと認められた。

法28条にて家裁で審判が出たことに伴う

法28条による家庭裁判所の裁判を得て、27-1-3の措置がとられたため、処分の効力は消失した。

本件(一時保護処分)以前の入所措置時には、父親の同意もあり、さらに就学義務不履行を認めていること、また、本児が学習の空白を埋めるためには、なお期間を要することから、児童を一時保護し、本児の不登校状態、集団適応の改善、及び家庭環境の改善を図ろうとした処分庁の処分は妥当なものであると考えたため

本件は、一時保護の目的が達成されたものと児童相談所長が判断したものであり、その内容は適切であると認められる。なお、一時保護の決定については、児童相談所長が必要と認めたときに行なうことができるとされており、一時保護解除の決定についても、同様に児童相談所長の判断によって行なうことができると解される

本児が一貫して学校等複数の関係者に父親の暴力を訴えるとともに、これを心理的な負担と感じていること、また、その内容はかなり深刻であり、本児の発言内容が事実であった場合、さらに重篤な怪我を負う危険性がある状態であることから、本児の安全を確保するために、処分庁が一時保護処分を実施したことは妥当なものであったと考えられる

表50 裁決に対する申立人の対応

	件数	%
了承	18	26.1
再審査請求	5	7.2
行政事件訴訟の提起	0	0.0
不明	15	21.7
その他	7	10.1
無回答	24	34.8
合計	69	100.0

表51 申立人の対応「その他」

入所施設を教えろ、児と会わせろ、等、強く引取りを要求している。
乳児院から児童養護施設への措置変更に対し、審査請求が提起されているが、裁決が下されないまま、措置解除となり、児童は家庭に引き取られている。このため、不服申立ての対象となる処分を欠く状態となり、請求の前利益を欠くものとして却下された。
本人取り下げ

表52 裁決に伴う行政処分の結果

	件数	%
一時保護解除	2	2.9
施設入所措置・里親委託解除	9	13.0
措置変更	0	0.0
申立人が行政訴訟を提起したため処分保留	1	1.4
その他	32	46.4
無回答	25	36.2
合計	69	100.0

表53 決定に伴う行政処分の結果「その他」

記述内容	件数
施設入所措置	10
決定に伴う処分変更はなし	6
一時保護委託	2
一時保護継続	2
家庭引取り	2
解除済み	1
却下	1

表 54 不服申立てを契機とした児相と
申立人との関係の変化

	件数	%
関係改善	12	17.4
関係悪化	4	5.8
変化せず良好のまま	2	2.9
変化せず不良のまま	34	49.3
不明	4	5.8
その他	8	11.6
無回答	5	7.2
合計	69	100.0

表 55 関係の変化「その他」

記述内容	件数
大きな変化なし	5
家裁に 28 条申立中	1
家庭引取りを強く希望	1
カウンセリング指導を開始	1

表 56 行政不服申立てに関する意見、要望等（記述内容）

親子分離や親権制限等については司法がかかわる方向で検討してほしい。
審査請求した保護者は、性急に裁決されるものと考えているが、実際には時間がかかる。請求者は、これを起こせば自分たちの言い分を行政機関に聞いてもらえ、すぐにも保護が解除されると考えているように思える。請求者に行政不服審査の実際をもっと理解させる必要があるし、請求を受ける行政不服審査側も迅速に対応することが望まれる。

表 57 行政事件訴訟の有無

	自治体数	%
あった	2	4.5
なかった	42	95.5
合計	44	100.0

表 58 事例数と延べ事件数（行政事件訴訟）

	事例数		延べ事案数	
	自治体数	%	自治体数	%
1 件	2	100.0	2	100.0
合計	2	100.0	2	100.0

表 59 民事訴訟の有無

	自治体数	%
あった	3	6.8
なかった	41	93.2
合計	44	100.0

表 60 事例数と延べ事件数（民事訴訟）

	事例数		延べ事案数	
	自治体数	%	自治体数	%
1 件	2	66.7	2	66.7
2 件	1	33.3	1	33.3
合計	3	100.0	3	100.0

表 61 自己情報の開示請求

	自治体数	%
あった	7	15.9
なかった	37	84.1
合計	44	100.0

表 62 事例数と延べ事件数（自己情報の開示請求）

	事例数		延べ事案数	
	自治体数	%	自治体数	%
1 件	5	71.4	4	57.1
2 件	1	14.3	1	14.3
3 件	0	0.0	1	14.3
5 件	1	14.3	1	14.3
合計	7	100.0	7	100.0

表 63 自己情報の開示請求件数の推移

	件数	%
平成 10 年	0	0.0
平成 11 年	3	21.4
平成 12 年	2	14.3
平成 13 年	9	64.3
合計	14	100.0

表 64 請求者と児童との続柄

	件数	%
父親	2	14.3
母親	6	42.9
本人	1	7.1
祖父	2	14.3
その他	3	21.4
合計	14	100.0

表 65 請求者の類

	件数	%
親権者	9	64.3
本人	1	7.1
無記入	4	28.6
合計	14	100.0

表 66 請求の対象となった情報

	件数	%
当該請求者に係る情報	4	28.6
児童に係る情報	9	64.3
すべての情報	3	21.4
その他 (通告者の情報/調査経緯の情報)	1	7.1

表 67 自己情報の開示請求事例の概要

平成9年11月、5人兄弟のうち2人を親権者(母)の同意を得て、養護施設に入所措置したケース。母は自分は母親失格として児童相談所に子どもを施設に入れたのだから、親子の縁を切ると主張。入所にかかる取り扱い経緯に不信感を抱き、開示請求に至ったもの
祖父から家族内で孫に対する虐待があったとの申立てがあったが、児相では虐待はないと判断。そのことで、祖父は家を出される等の不利益を受けた。その経過についての事実確認。
中2男児。幼児期から父による繰り返しの体罰をうけて生育。この虐待が本児の情緒発達にも大きな影響を及ぼした。幼児期には夜驚、小学生時代の脅迫の手洗い、その後の過食、減食、嘔吐などの食行動異常が出現。相談時には、無気力、不登校傾向出現。これらの問題と本児からの「父から離れて施設に入りたい」という訴えを受け、一時保護。児童養護施設入所措置。しかし、2ヶ月程で、無断外出、リストカット等の不適応行動頻発。児童福祉司の指導措置に変更し、在宅指導を中卒時まで継続した。
母と児童(小6・男児)一人の母子世帯で、母親の児童に対する精神的虐待があり、平成〇年〇月に一時保護、翌月に措置、措置の1ヶ月後に措置解除となった。措置解除の1ヶ月後に、母から「保護所へ入所したから、措置解除までの母と児童に関する記録」について開示請求があり、8月に部分開示決定をし、経過記録票などを交付した。
3人の姉弟が、別居中の父から性的虐待を受けたことの申立があり、母からの相談で一時保護および、継続指導を行なった。その前記録の開示請求があった。
養父による身体的暴行により、警察署長から身柄通告を受け、法28条の申立により家裁の承認を得て、養護施設に措置した。双生児男児が、養父との離縁の訴訟を起こした中での請求。
母子家庭で、母の幼稚園児に対する身体的虐待があり、立入り調査し、警察等の協力により一時保護した。その後、家庭裁判所の審判により施設入所する。一時保護の後、母は保健所により、精神科入院するが、すぐ退院となる。
児童が虐待の疑いで一時保護された時の全ケース記録
請求者が児童養護施設に入所中、職員の暴力で左腕を骨折した。その後遺症で現在に至るも満足に就職できないなどの損害を受けている。損害賠償請求などを検討するため、施設入所中の児童票などを開示して欲しいと請求があったもの。
平成11年〇月民生委員からの児童虐待通告により、関係機関等から情報収集し、ケース協議の結果、一度は児童虐待ではないと判断した。ところが、3ヶ月後再度、民生委員から児童虐待通告を受け、関係機関と検討の上、家庭訪問し、児童虐待ではないことを確認した。その後、児童の主治医から当所の調査情報が誇張し漏れたことから、親権者による情報の開示請求がなされたものである。
児童相談所長が行った、一時保護処分及び、施設入所処分につき、親権者である祖母が、未成年者であるこの法廷代理人の立場で子に関する①一時保護決定に至る理由に係る記録②施設入所にいたる記録につき、情報の開示を求めたもの
児童相談所長が行った、一時保護処分及び、施設入所処分につき、親権者である祖母が、未成年者であるこの法廷代理人の立場で子に関する児童相談所長が一時保護を決定した根拠になる公文書の開示を請求したもの

表 68 開示請求への対応

	件数	%
全てを開示	0	0.0
一部を開示	10	71.4
開示を拒否	4	28.6
その他	0	0.0
合計	14	100.0

表 69 開示請求された情報と対応結果のクロス

	一部を開示	開示を拒否	合計
当該請求者に係る情報	4(100.0)	0(0.0)	4(100.0)
児童に係る情報	8(88.9)	1(11.1)	9(100.0)
すべての情報	0(0.0)	3(100.0)	3(100.0)
その他の情報	1(100.0)	0(0.0)	1(100.0)

表 70 情報開示を拒否した理由

「第三者の権利利益の侵害」「事務の適正な執行に支障が生ずる恐れ」の二点
1.個人に関する情報(児童相談所職員名、施設職員名、施設入所者など)。2.今後の業務の効果的な実施を困難にする恐れのある情報が含まれる為。
1.児童記録が裁判の証拠として公開されると、秘密保持を前提に行なわれる児相の相談業務全体の適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがある。2.児童記録には、原告以外の第三者の個人情報が含まれており、原告の情報と分離が困難なため、原告以外の第三者の個人の権利利益の保護を侵害するおそれがある。
18歳に達している児童らが、開示に同意しないと意思表示しており、児童らの利益に反すると判断したため。
個人情報保護条例により、開示してはならない個人情報とされているもの。
個人情報保護条例により、開示してはならない個人情報とされているもの。また、開示しないことができる個人情報とされているもの
開示請求以外の個人等の正当な利益が侵害され、又は児童相談所が行なう事務の公正、円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるため
個人の評価、診断、判断、指導、相談等である。第3者の権利利益を害する恐れがある。国、地方公共団体又は他の実施機関等の間における協議等により作成し、または取得した個人情報であった。開示することにより、これらのものとの協力関係、又は信頼関係が損なわれると認められる。
児童票・経過記録の中で、第三者の利益を害する可能性のある部分について、個人情報保護条例に基づき非開示とした。
証人に対し、監督官庁が出廷することを承認しない理由としては、尋問事項を証言するが児童相談所業務全体の適正な執行及び、個人の秘密に関する業務に携わる証人の今後の公務送行に著しい支障を生ずるおそれがあるため。
地方公務員法第24条1項。県個人情報保護条例(個人情報の利用及び提供の制限)
通告者保護、情報提供者保護を考えた
特定の個人のプライバシーにかかる部分を非開示とした。

表 71 対応の結果

好事に対し、実母から異議申し立てがなされたため、個人情報保護条例に基づき、個人情報保護審議会に諮問したが、審議開始前に実母から異議申し立ての取り下げがあった
開示拒否文書に「原告本人から自己に関する個人情報開示請求」の道を付記したものの、開示請求はされず、当時の児相担当者に対して、「証人呼出状」が届いた。
開示しない部分について、文書で理由を説明した。一部開示の内容に、おおむね満足したため、不服申立てはなかった。
個人情報部分開示決定通知書を日時を定め、交付したが、これに対する意義申立てはない
生活保護世帯であり所管福祉事務所に対しても、同様の開示請求を行なった。なお、現在のところ当所に対する是正の申し出や損害賠償請求等には発展していない。
請求の取り下げがあった。
その後、地方裁判所、母、及び母の代理人からは何ら要請なし。
次々に拡大した質問、要求が出され、一つ一つに時間制限した説明を強要されるまでに発展し、主管課への訴えもあって、脅迫行為と思われた。文書及び訪問による説明を繰り返した結果、一定の理解が得られたものと解している。
納得せず、苦情、多々あり。対応に苦慮
この処分にかかわる異議申し立てがされ、個人情報保護審査会に諮問したところ、一部開示の決定は妥当との答申を得た。
再度、文書送付囑託を受理。
申立人が意義申立を行った。

表 72 開示請求に関する意見、要望等

情報開示請求に対する対応のノウハウを容易にする施策も必要ではあるが、考えに入れてもらえにくい対応のための仕事量の大きさ、対応職員のメンタルヘルスなどについて質量とも正しい事業評価がなされることを期待しています。

表 73 虐待以外の事例における保護者からのリアクションの状況 (M.A.)

	件数	%
保護者による加害・妨害	9	20.5
不服申立て	3	6.8
行政訴訟	1	2.3
民事訴訟	1	2.3
自己情報の開示請求	3	6.8
なし	32	72.7

表 74 保護者からのリアクション等に関する自由記述

	件数
児童相談所への一極集中を解消し、権能分離が必要	9
裁判所の権限や介入が必要	6
警察との連携が必要	4
法制度の見直しが必要	3
保護者への罰則規定が必要	2
職員のメンタルヘルスが必要	2
職員の資質向上が必要	2
保護者への援助方法の開発が必要	2
具体的な対策がわからない	1
児童の安全確認を最優先するべき	1
職員研修の制度化が必要	1
表彰制度など、職員の士気高揚策が必要	1

基本調査票

児童虐待対応に伴う児童相談所への保護者のリアクション等に関する調査票

都道府県・指定都市名 _____
 記入者： _____ 係 _____ 課 _____ (電話番号 _____)
 氏名 _____

※ 該当事項の有無にかかわらず、すべての全都道府県、指定都市で回答願います。

質問 1 保護者による児童相談所への加害等の状況

(1) 平成 10～13 年度上半期に、虐待事例において、児童相談所職員や児童相談所の建物・設備等への保護者による加害・妨害事件がありましたか。「1. あった」と回答された場合は、同一事例において複数の事件も想定されるので、事例数及び延べ事件数をご記入下さい。(例えば、A ケースでは加害事件が 1 件、B ケースでは 2 件あった場合、事例数は 2 事例、延べ事件数は 3 件となります。) ただし、業務に支障を来たすような頻回の電話などは 1 事件とします。また、【調査票 1】の質問にお答え下さい。

1. あった (事例数： _____ 事例、延べ事件数： _____ 件)
 2. なかった

(2) 児童相談所への保護者の加害・妨害に対応する上で最も有効な手だては何だとお考えですか。自由にお書き下さい。

質問 2 行政不服審査法に基づき「不服申立て」の状況

平成 10～13 年度上半期に、虐待事例において、児童相談所が行った行政処分に対する「不服申立て」事案がありましたか。「1. あった」と回答された場合は、「質問 1」と同様、事例数及び延べ事件数をご記入くださいととも、【調査票 2】の質問にお答え下さい。

1. あった (事例数： _____ 事例、延べ事件数： _____ 件)
 2. なかった

質問 3 行政事件訴訟の状況

平成 10～13 年度上半期に、虐待事例において、児童相談所が行った行政処分等に対する保護者を原告とする行政事件訴訟がありましたか。「1. あった」と回答された場合は、「質問 1」と同様、事例数及び延べ事件数をご記入くださいととも、【調査票 3】の質問にお答え下さい。

1. あった (事例数： _____ 事例、延べ事件数： _____ 件)
 2. なかった

質問 4 民事訴訟の状況

平成 10～13 年度上半期に、虐待事例において、児童相談所が行った行政処分等に対する保護者を原告とする民事訴訟 (国家賠償法に基づく賠償請求訴訟を含む) がありましたか。「1. あった」と回答された場合は、「質問 1」と同様、事例数及び延べ事件数をご記入くださいととも、【調査票 4】の質問にお答え下さい。

1. あった (事例数： _____ 事例、延べ事件数： _____ 件)
 2. なかった

質問 5 自己情報の開示請求の状況

平成 10～13 年度上半期に、虐待事例において、保護者等から自己情報の開示請求事案がありましたか。「1. あった」と回答された場合は、「質問 1」と同様、事例数及び延べ事件数をご記入くださいととも、【調査票 5】の質問にお答え下さい。

1. あった (事例数： _____ 事例、延べ事件数： _____ 件)
 2. なかった

質問 6 虐待以外の事例における保護者からの加害等の状況

平成 10 年度～13 年度上半期に、虐待以外の事例において、保護者による児童相談所への加害・妨害、行政不服審査法に基づき不服申立て、行政訴訟、民事訴訟、自己情報の開示請求がありましたか。該当する番号を全て○で囲んで下さい。

1. 保護者による加害・妨害 2. 不服申立て 3. 行政訴訟 4. 民事訴訟
 5. 自己情報の開示請求 6. なし

質問 7 制度や対応等についてご意見等がございましたら、ご自由にお書き下さい。

※ ご協力まことにありがとうございました。

質問6 どのような加害・妨害を受けましたか。該当する番号を全て○で囲んで下さい。

1. 暴行を受けた (具体的に:)
2. 脅迫を受けた (具体的に:)
3. 暴言を吐かれたり言葉により脅された (具体的に:)
4. 建物、設備、器物、書類、衣服、眼鏡等を壊された (具体的に:)
5. 自傷、自傷等をほのめかされた (具体的に:)
6. その他 (具体的に:)

質問7 加害・妨害の原因について簡単に書き下して下さい。

質問8 被害時の状況について具体的に書き下して下さい。

質問9 被害に遭った際、診断書を取り寄せられましたか、該当する番号を○で囲んで下さい。

1. 取り寄せなかった
2. 取り寄せなかった
3. 不明

質問10 被害の結果について、該当する番号を全て○で囲んで下さい。被害者が複数いる場合は、被害にあった職員の職種を項目のそばにご記入下さい。

1. 負傷して入院した (全治: 日) (入院期間: 日)
2. 負傷して通院した (全治: 日)
3. 負傷したが入・通院はしなかった
4. 精神的被害を受け入院した (全治: 日) (入院期間: 日)
5. 精神的被害を受け通院した (全治: 日)
6. 精神的被害を受けたが入・通院はしなかった
7. 衣服や眼鏡等の損傷
8. 建物や設備の損傷
9. 負傷や精神的被害、物損はなかった
10. その他 ()

【 司 問 査 査 表 1 】

虐待事例における児童相談所への保護者からの加害・妨害の状況

(基本調査票の「質問1」で「1. あった」と回答された場合のみお答え下さい)

ケース _____ (_____ 回目の事件)

都道府県・指定都市名 _____

質問1 事件の発生年月 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

質問2 どのような場所で加害・妨害を受けましたか。

1. 児童相談所内 (一時保護所を除く)
2. 一時保護所
3. 児童相談所付近の路上
4. 児童の家庭
5. 児童が入所している施設
6. 職員の自宅
7. その他 ()

質問3 加害・妨害者は誰ですか。該当する番号を全て○で囲んで下さい。

1. 実父
2. 実母
3. 養父
4. 養母
5. 継父
6. 継母
7. その他 ()

質問4 加害・妨害の対象は誰(何)ですか。該当する番号を全て○で囲んで下さい。

1. 児童相談所所長 (人)
2. 児童福祉司 (人)
3. 心理判定員 (人)
4. 一時保護所職員 (人)
5. 職員の家族 (具体的に:)
6. 児童相談所の建物・設備 (具体的に:)
7. その他 ()

質問5 どのような段階で被害にまいりましたか。該当する番号を1つ○で囲んで下さい。

1. 任意調査
2. 立入調査
3. 一時保護時
4. 一時保護中
5. 28条申立中
6. 施設入所措置時
7. 施設入所措置中
8. その他 ()

【 訪問調査票 2 】

虐待事例における行政不服審査法に基づく不服申立ての状況

(基本調査票の「質問2」で「1.あった」と回答された場合のみお答え下さい)

ケース _____ (_____ 回目の事件)

_____ 都道府県・指定都市名

質問 1 不服申立ての時期 _____ 平成 _____ 年 _____ 月

質問 2 審査請求と異議申立ての別について、該当する番号を1つ〇で囲んで下さい。
 1. 審査請求 2. 異議申立て 3. 不明

質問 3 不服申立人と児童との続柄をお書き下さい。併せて親権者・非親権者、未成年後見人等の別を()内にご記入下さい。
 児童との続柄: ()

質問 4 不服申立ての対象となった行政処分について、該当する番号を1つ〇で囲んで下さい。
 1. 一時保護 2. 施設入所措置 3. 里親委託
 4. その他 ()

質問 5 不服申立てに係る事例の概要について簡単に書き下さい。

質問 6 不服申立ての結果について、該当する番号を1つ〇で囲んで下さい。
 1. 却下 2. 棄却 3. 処分の取り消し・変更
 4. 係属中 5. 取り下げ
 6. その他 ()

質問 11 事件についてどのような対応をされましたか。該当する番号を全て〇で囲んで下さい。

- 1. 警察に被害届を出した(被害内容: _____)
- 2. 地方裁判所への民事仮処分命令の申立てをした
- 3. 行政処分に対する不服申立てを促した
- 4. 直接加害者に損害賠償を請求した
- 5. 加害者を相手どり地方裁判所への損害賠償訴訟を起こした
- 6. その他 (_____)

質問 12 被害に遭った際、公務災害としての認定手続きをされましたか、該当する番号を1つ〇で囲んで下さい。
 1. 公務災害の認定手続きをした 2. 公務災害の認定手続きをしなかった

質問 13 公務災害の認定手続きをされた方は、その結果について該当する番号を1つ〇で囲んで下さい。
 1. 公務災害として認定された 2. 公務災害として認定されなかった

質問 14 加害・妨害に備えるために何か工夫されていますか。該当する番号を1つ〇で囲んで下さい。「1.ある」に〇をされた場合は、いつからどのような工夫をされたかを()内に簡単に書き下さい。
 1. ある [_____]
 2. ない _____

質問 15 ご意見、ご要望等があれば、ご自由にお書き下さい。

※ ご協力まことにありがとうございました。

【 別添 資料 3 】

虐待事例における行政事件訴訟の状況

(基本調査票の「質問3」で「1. あった」と回答された場合のみお答え下さい)

ケース _____ (_____ 回目の事件)

都道府県・指定都市名 _____

平成 _____ 年 _____ 月

質問 1 行政事件訴訟の提起年月

質問 2 行政訴訟提起人は誰ですか。児童との続柄をお書き下さい。併せて親権者、非親権者、未成年後見人等の別を () 内にご記入下さい。

児童との続柄: _____ (_____)

質問 3 提起された行政事件訴訟について、該当する番号を1つ〇で囲んで下さい。

- 1. 抗告訴訟 (処分の取り消しの訴え)
- 2. 抗告訴訟 (無効等確認の訴え)
- 3. 抗告訴訟 (撤決の取り消しの訴え)
- 4. その他 (_____)

質問 4 当該事件訴訟の対象となつた行政処分について、該当する番号を1つ〇で囲んで下さい。

- 1. 一時保護
- 2. 施設入所措置
- 3. 里親委託
- 4. 異議申立てに対する決定
- 5. その他 (_____)

質問 5 当該訴訟に係る事例の概要について簡単に書き下さい。

質問 6 当該訴訟の結果について、該当する番号を1つ〇で囲んで下さい。

- 1. 却下
- 2. 棄却
- 3. 処分の取り消し・変更
- 4. 係属中
- 5. その他 (_____)

質問 7 不服申立てに対する決定があつた場合、その理由を簡単に書き下さい。

質問 8 決定に対する申立人の対応について、該当する番号を1つ〇で囲んで下さい。

- 1. 了承
- 2. 再審査請求
- 3. 行政事件訴訟の提起
- 4. 不明
- 5. その他 (_____)

質問 9 決定に伴う行政処分の結果

- 1. 一時保護解除
- 2. 施設入所措置・里親委託解除
- 3. 措置変更
- 4. 申立人が行政訴訟を提起したため処分保留
- 5. その他 (_____)

質問 10 不服申立て事件を契機とした児童相談所と当該申立人との関係の変化

- 1. 関係改善
- 2. 関係悪化
- 3. 変化せず良好のまま
- 4. 変化せず不良のまま
- 5. 不明
- 6. その他 (_____)

質問 11 ご意見、ご要望等がございましたら、ご自由にお書き下さい。

※ ご協力まことにありがとうございました。

【 調 査 票 4 】

虐待事例における民事訴訟の状況（国家賠償法に基づく賠償請求訴訟を含む）

（基本調査票の「質問4」で「1.あった」と回答された場合のみお答え下さい）

ケース _____ (_____ 回目の事件)
 都道府県・指定都市名 _____

質問1 民事訴訟の提起年月 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

質問2 当該訴訟の種別は次のどれですか。該当する番号を1つ〇で囲んで下さい。
 1. 国家賠償法に基づく賠償請求訴訟 2. その他の民事訴訟

質問3 民事訴訟提起人は誰ですか。児童との続柄をお書き下さい。併せて、親権者、非親権者、未成年後見人等の別を()内にご記入下さい。
 児童との続柄：()

質問4 提起された民事訴訟について、該当する番号を1つ〇で囲んで下さい。
 1. 賠償請求訴訟（国家賠償法に基づく賠償請求訴訟を含む）
 2. その他()

質問5 被告について、該当する番号を全て〇で囲んで下さい。
 1. 知事(市長)
 2. 主審部局長
 3. 児童相談所所長
 4. 担当職員
 5. 担当職員
 6. その他()

質問6 当該訴訟の提起理由について、簡単にお書き下さい。

質問7 当該訴訟が判決により最終終了した場合、その内容を簡単に書き下して下さい。

質問8 当該訴訟について、処分の執行停止の決定がありましたか。
 (理由)
 1. あった
 2. なかった
 3. 係属中

質問9 判決または和解に伴う行政処分の結果
 1. 一時保護解除
 2. 施設入所措置・里親委託解除
 3. 措置変更
 4. 変更なし
 5. その他()

質問10 即時抗告等判決に対する保護者の法的対応の有無
 1. あり(具体的に：)
 2. なし

質問11 訴訟の提起から裁判終了までの期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日

質問12 訴訟に際し、弁護士を代理人として選任しましたか。
 1. 都道府県・指定都市の顧問弁護士を選任した 2. その他の弁護士を選任した
 3. 弁護士を選任しなかった

質問13 行政事件訴訟を契機とした児童相談所と当該申立人との関係の変化
 1. 関係改善
 2. 関係悪化
 3. 変化せず良好のまま
 4. 変化せず不良のまま
 5. 不明
 6. その他()

質問14 ご意見、ご要望等がございましたら、ご自由にお書き下さい。

※ ご協力まことにありがとうございます。

【 問 査 票 5 】

虐待事例における自己情報の開示請求の状況

【基本調査票】の「質問5」で「1. あった」と回答された場合のみお答え下さい

ケース () 回目(の事件)
 都道府県・指定都市名

質問 1 自己情報の開示請求の時期
 平成 年 月

質問 2 請求者と児童の続柄をお書き下さい。併せて、親権者、非親権者、未成年後見人等の別を () 内にご記入下さい。
 児童との続柄: ()

質問 3 請求の対象となった情報について該当事項を全て○で囲んで下さい。
 1. 当該請求者に係る情報 2. 児童に係る情報 3. すべての情報
 4. その他 ()

質問 4 当該請求に係る事例の概要について、簡単にお書き下さい。

質問 5 当該開示請求への対応について該当事項を1つ○で囲んで下さい。
 1. 全てを開示した
 2. 一部を開示した
 3. 開示を拒否した
 4. その他 ()

質問 7 当該訴訟の結果について、該当する番号を1つ○で囲んで下さい。被告が複数いる場合は、項目のそばに被告をご記入下さい。

- 1. 却下
- 2. 棄却
- 3. 原告の訴えを全面認容
- 4. 原告の訴えを一部認容
- 5. 保釈中
- 6. 和解 (内容:)
- 7. その他 ()

質問 8 当該訴訟の判決内容・理由について、簡単にお書き下さい。

質問 9 当該訴訟が既に終了している場合、訴訟の提起から裁判終了までの期間
 年 月

質問 10 当該訴訟に係る裁判費用はどうしましたか。該当する番号を全て○で囲んで下さい。被告が複数いる場合は、項目のそばに被告をご記入下さい。
 1. 都道府県(指定都市)が負担
 2. 本人が負担
 3. 互助組織で負担
 4. 不明
 5. その他 ()

質問 11 ご意見、ご要望がございましたら、ご自由にお書き下さい。

※ ご協力まことにありがとうございました。

(児童虐待対応に伴う保護者のリアクション等に関する調査)

調査票記入要領

質問 6 質問 5 で全部または一部の開示を拒否した場合、その理由について簡単に
書き下さい。

質問 7 質問 5 の対応を行った結果について、簡単に書き下さい。

質問 8 ご意見、ご要望がございましたら、ご自由にお書き下さい。

※ ご協力まことにありがとうございました。

1. 本調査では、「虐待」として受理したケースで、平成 10 年度～13 年度上半期に発生した事件を対象とします。ただし、受理年度は問いません。

2. **基本調査票**は、該当事項の有無にかかわらず、**すべての都道府県・指定都市**において回答してください。

3. **基本調査票**の質問 1～質問 5 で「1. あった」と回答された場合は、それぞれ指定された【調査票】の質問にお答え下さい。

いずれの質問にも「2. なかった」と回答された場合は、**基本調査票**の回答だけで結構です

4. 調査票は、**1 事例 1 事件用**になっています。従って、複数事例がある場合は、誠に恐縮ですが、調査票をコピーしていただきご記入下さい。また、同一事例、同一時期に複数の事件（例えば、同一事例で同時期に、殴られる、設備を壊されるなどの事件があった場合など）があった場合は、それぞれ別事件として扱い、同じく調査票をコピーしていただきご記入下さい。ただし、頻回の嫌がらせ電話などは 1 事件とします。

5. 同一事例で複数の事件があったために、複数の調査票にご記入いただく場合は、同一事例であることがわかるよう、例えば、**ケース 1(1 回目の事件)、ケース 1(2 回目の事件)**というようにご記入下さい。